

**川内原子力発電所第1号機及び第2号機並びに玄海原子力発電所第3号機及び第4号機
設計及び工事の計画の認可申請(火災防護審査基準の改正に伴う基本設計方針の変更)に係る確認事項**

No.	日付	確認事項	回答欄	説明資料	備考
1	8月25日ヒアリング	使用済樹脂貯蔵タンクのフランジ部や溶接部などの不連続部について火災の影響によって起こる変形や発生応力が小さいことを根拠とともに資料に追加すること。	使用済樹脂貯蔵タンクの溶接部については、タンク構造材と同様の金属材料にて溶接していること及び主要構造部と溶接部の材料厚さは大きく相違しないことから変形によりタンク本体と溶接部が相互に影響しないため、発生する応力は小さい。また、不連続部についても、タンク構造材と同様の金属材料で構成しており上記のとおり変形量も極めて小さいことから、不連続部に対して大きな応力が発生することはない。	説明資料3のうち 補足説明資料9-別紙9-1 別9-1-266ページ	
2	8月25日ヒアリング	シャワー室に設置する予定となっている熱感知器の技術基準上の立ち位置についてお明すこと。	水蒸気が多く滞留するおそれがあるため、消防法施行規則第23条第4項第一号ニ及びホにより感知器を設置しない設計に変更する。(熱感知器、煙感知器、炎感知器のいずれも設置しない)。	説明資料3のうち 補足説明資料7-2-2.2 7-2-3ページ	
3	8月25日ヒアリング	消防法施行規則によらない設計がほかにも想定される箇所がある場合はその条件も記載すること。	建屋内の設計において、消防法施行規則によらない設計を行う分類は高天井エリア及び高線量エリアであり、個別エリア説明にてご確認いただく。	—	
4	9月20日ヒアリング	再稼働時に守るべき対象がないのに使用済燃料ビット水タンク室を火災区域として設定した理由を説明すること。 また使用済燃料ビット水タンク室と使用済樹脂貯蔵タンク室などの火災感知器を設置しないエリアとの差を説明すること。	使用済燃料ビット水タンク室は、火災防護を行う機器等が設置されるエリアではないが、エリアに作業員の出入りが可能な扉の設置していない入口開口部がある。入口開口部は火災防護を行う機器等を設置する火災区域と隣接しているため、隣接する火災区域への火災の影響を考慮し、使用済燃料ビット水タンク室を火災区域として設定している。 使用済燃料ビット水タンク室を含む高天井エリアは、高天井エリア内に火災感知器の設置が可能であることから、炎感知器を消防法施行規則等どおりに設置してエリア全体に火災感知器を設置することは適切でない。したがって、エリア内の火災の感知に係る設計は、エリア内及び隣接するエリアに設置される火災防護を行う機器の配置状況・火災防護を行う機器等の火災による影響を考慮し実施する。使用済樹脂貯蔵タンク室には火災防護を行う機器等である使用済樹脂貯蔵タンクが設置されているが火災の影響を受けても機能を損なわないと、使用済樹脂貯蔵タンク室と開口部で隣接するエリアには火災防護を行う機器等がないことから火災感知器を設置しない設計としている。	—	
5	10月20日ヒアリング	火災区域・区画に設置する感知器で監視する場合、「兼用」という用語は適切ではないため、見直すこと。	火災区域・区画に設置する感知器で監視する設計において、「兼用」という用語は適切ではないため、火災区域又は区画内に設置する感知器で監視する旨の文章に見直しを行う。	—	
6	10月20日ヒアリング	P24: 火感知器の設置位置が踏まか再度現場を確認し、必要であれば図面を修正する。	一部の炎感知器の正面に階段が設置してあるが、当該階段はステップの間に隙間を有しており、階段の奥側で発生した火災の炎を非ナログ式の炎感知器により監視することが可能であるため、現状の設計のままとする。	説明資料5	
7	10月20日ヒアリング	SN2: 使用済燃料ビットタンク室の階段部が火災の監視対象範囲から整理すること。	炎感知器の設計においては、床面から高さ1.2mまでの監視空間を監視する設計とするが、階段の昇降用ステップは床面として扱っておらず、階段部を監視対象範囲とはしない。	—	
8	10月20日ヒアリング	階段室等の火災区域区画に設していないエリアの考え方について火災区域の具体例を示しながら、新規性時の説明も踏まえて再度説明すること。 ※階段室は消火活動を行う安全経路であるため、それも踏まえて区域・区画に設しない理由も合わせて説明すること。			
9	10月20日ヒアリング	配置図、箇数整理表などで感知区域・区画を細分化する場合は、火災区域・区画との関連性が分かる構成とすること。	配置図においては、火災区域・区画を細分化した範囲(火災区域又は火災区域の細分割境界)を火災区域・区画内に明示する。 箇数整理表においては、火災区域・区画とそれを細分化した範囲に係る内容の関連性が分かる記載とする。	説明資料3のうち 参考資料1 参考資料2	
10	10月20日ヒアリング	P28などの設置状況の表について具体的な設備名称を別紙に飛ばすではなく、表中に記載するよう検討すること。	補足説明資料本文の表に記載する。	説明資料3のうち 補足説明資料7-3 補足説明資料7-4 7-3-11ページ	
11	10月20日ヒアリング	P28、29のSA施設「なし」について別紙と整合させること。	アニュラスエリアの重大事故等対処施設の設置状況について、別紙7-1の記載内容を本文の表に記載する。	説明資料3のうち 補足説明資料7-3-2.2(3) 7-3-28ページ	
12	10月20日ヒアリング	アニュラス部について中規模火災も踏まえた記載にすること。	中規模火災を踏まえた記載に修正する。	説明資料3のうち 補足説明資料7-3-2.2(3) 7-3-31～33ページ	
13	10月20日ヒアリング	過度な被ばくについて個人線量と集団線量を用いている理由を補足に追記すること。	過度な被ばくについては、「法令に定められる個人線量の限度」や「事業者として労働者が受けける放射線をできる限り少なくするよう努めること」を勘案し、個人線量と集団線量を考慮している。	説明資料3のうち 補足説明資料7-3-2.3 7-3-76ページ	
14	10月20日ヒアリング	ブードの材質、重量も記載すること。	補足説明資料7-3にブードの材質及び重量を記載する。	説明資料3のうち 補足説明資料7-3-2.3 7-3-90ページ	

本資料のうち、枠囲みの内容は、商業機密あるいは防護上の観点から公開できません。

火災の感知に係る個別エリア一覧表（川内）

設 計	エリア分類	特徴	個別エリア	関連資料
火 灾 防 護 審 査 基 準 に よ ら な い 設 計	高天井エリア	取付面高さが消防法施行規則第23条第4項第2号の煙感知器に係る規定を超える、火災によって生じる煙及び熱が高所の取付面において希薄となることが想定されることから、炎感知器以外の火災感知器を消防法施行規則等により設置することができない感知区画。そのため、火災をもれなく確実に感知できるよう火災感知器を適切な場所に設置する設計とする。	オペレーティングフロア	補足説明資料7-3 2.2(4) 別紙7-3
			加圧器室	補足説明資料7-3 2.2(5)
			1次冷却材ループ室	補足説明資料7-3 2.2(6)
			燃料取扱設備エリア（使用済燃料ピットを除く）	補足説明資料7-3 2.2(1)
			使用済燃料ピット水タンク室（SN2のみ）	補足説明資料7-3 2.2(2)
			アニラスエリア	補足説明資料7-3 2.2(3)
	高線量エリア	放射線の影響により火災感知器の設置及び保守点検時における作業員の過度な被ばくによって法令に定める線量限度を超過することが想定されることから、作業員の被ばく低減の観点から異なる感知方式の火災感知器のそれぞれを消防法施行規則等により設置することが困難な感知区画。そのため、火災をもれなく確実に感知できるよう火災感知器を適切な場所に設置する設計とする。	炉内核計装シンプル配管室	補足説明資料7-3 2.3(2)
			脱塩塔エリア（A,B 使用済燃料ピット脱塩塔、冷却材陽イオン脱塩塔、A,B 冷却材混床式脱塩塔）	補足説明資料7-3 2.3(1) 別紙7-4
	建屋外の火災区域	建屋外に設置する感知器が消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではないことを踏まえ、異なる感知方式の火災感知器のそれぞれを火災防護上重要な機器等、重大事故等対処施設及び発火源となり得る設備を有効に監視することが可能な箇所に設置する設計を基本とする。 海水管トレーニチ内については、消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではないが、感知器を設置可能な取付面に消防法施行規則第23条第4項を準用して感知器を設置する設計とする。	取水ピットエリア	補足説明資料7-4 2.2(1)
			海水管トレーニチエリア（トレーニチ外）	補足説明資料7-4 2.2(2)
			大容量空冷式発電機エリア	補足説明資料7-4 2.2(3)
			屋外タンクエリア	補足説明資料7-4 2.2(4)
			モニタリングポスト及びモニタリングステーションエリア	補足説明資料7-4 2.2(5)
			ディーゼル発電機燃料油貯油そうエリア、燃料油貯蔵タンクエリア、緊対所用発電機車用燃料貯蔵タンク室	補足説明資料7-4 2.2(6)
			海水管トレーニチエリア（トレーニチ内）	補足説明資料7-4 2.3(1)
	火災感知器を設置しないエリア	火災が発生した場合においても設計基準対象施設の安全性及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない感知区画。そのため、火災感知設備及び消火設備を設置しない設計とする。	使用済燃料ピット	補足説明資料9 2.1
			使用済樹脂貯蔵タンク室	補足説明資料9 2.2 別紙9-1
火 灾 防 護 審 査 基 準 に よ る 設 計	一般エリア	異なる感知方式の火災感知器のそれぞれを消防法施行規則第23条第4項又は消防法施行規則等と同等以上の方法により設置する設計とする。	シャワー室	補足説明資料7-2 2.2(1)
設備の設置状況を考慮した設計	—	異なる感知方式の火災感知器のそれぞれを消防法施行規則第23条第4項又はそれを準用した方法により設置し、エリア全体を網羅的に監視する設計に加え、設備の設置状況を考慮して火災感知器を設置する設計とする。	中央制御室	補足説明資料7-5 2.2
			海水管トレーニチエリア（トレーニチ内）	補足説明資料7-5 2.3(1)

九州電力株式会社

川内原子力発電所
1号機及び2号機

設計及び工事計画認可申請書
補足説明資料
【火災感知器追設工事】

目 次

補足説明資料 1 設計及び工事計画認可申請書における適用条文等の整理について

補足説明資料 2 設計及び工事計画認可申請書に添付する書類の整理について

補足説明資料 3 工事の方法に関する補足説明資料

補足説明資料 4 本設計及び工事計画認可申請の申請範囲について

補足説明資料 5 火災感知器の性能に係るもの

補足説明資料 5-1 アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器及び非アナログ式の炎感知器について

補足説明資料 5-2 非アナログ式の防爆型の煙感知器、非アナログ式の防爆型の熱感知器及び非アナログ式の防爆型の炎検知装置について

補足説明資料 5-3 光ファイバケーブル熱検知装置及び高感度煙検知装置について

補足説明資料 5-4 感知器と同等の機能を有する機器の環境性能について

補足説明資料 6 火災感知器の設計管理に係るもの

補足説明資料 6-1 火災感知器の配置設計における消防設備士の確認項目について

補足説明資料 6-2 火災感知器の配置設計における九州電力と協力会社の責任分担
及び消防設備士関与の品質プロセスについて

補足説明資料 7. 火災感知器の設計に係るもの

補足説明資料 7-1 火災感知器の設計について

補足説明資料 7-2 火災防護審査基準による建屋内の火災感知器の設置について

補足説明資料 7-3 火災防護審査基準によらない建屋内の火災感知器の設置について

補足説明資料 7-4 火災防護審査基準によらない建屋外の火災感知器の設置について

補足説明資料 7-5 設備の設置状況を考慮した火災感知器の設置について

補足説明資料 8. 火災受信機盤の機能について

補足説明資料 9. 火災感知器を設置しない設計に係るもの

参考資料 1 火災区域又は火災区画の火災感知器の設置個数について

参考資料 2 火災区域又は火災区画の火災感知器の配置図について

補足説明資料 1

設計及び工事計画認可申請書における
適用条文等の整理について

設計及び工事計画認可申請における適用条文等の整理について

1. 概 要

本資料では、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく手続きを行うにあたり、申請対象が適用を受ける「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の条文を整理するとともに、適合性の確認が必要となる条文を明確にする。

2. 適用条文の整理結果

本設計及び工事計画の申請対象である火災防護設備のうち火災感知設備における適用条文は、下表に示す通り。

【凡例】

「適用」欄

- ：適用を受ける条文
- ×：適用を受けない条文

「申請」欄

- ：今回の申請で適合性を確認する必要がある条文
- ×：今回の申請では適合性確認が不要な条文（適用条文ではあるが、既に適合性が確認されている条文、若しくは設計及び工事の計画に係る内容に影響を受けないことが明確に確認できる条文、又は適用を受けない条文）

技術基準規則	要否判断		理由
	適用	申請	
設計基準対象施設			
第 4 条 設計基準対象施設の地盤	○	×	設計基準対象施設の地盤については、既工事計画において適合性が確認されており、設計内容に変更はなく、設計基準対象施設の地盤は工事の内容（本申請内容）に関係しないため、申請対象外とする。
第 5 条 地震による損傷の防止	○	○	火災防護設備のうち火災感知設備は耐震性を確認する必要があることから対象とする。
第 6 条 津波による損傷の防止	○	×	津波による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、既工事計画から設計内容に変更は無く、津波による損傷の防止に係る設計は工事の内容（本申請内容）に関係しないため、申請対象外とする。
第 7 条 外部からの衝撃による損傷の防止	○	×	外部からの衝撃による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、既工事計画から設計内容に変更は無く、外部からの衝撃による損傷の防止に係る設計は工事の内容（本申請内容）に関係しないため、申請対象外とする。
第 8 条 立入りの防止	×	×	申請範囲には、既工事計画にて適合性が確認された管理区域、保全区域又は周辺監視区域の変更がないことから対象外とする
第 9 条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	○	×	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、既工事計画から設計内容に変更は無く、発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止に係る設計は工事の内容（本申請内容）に関係しないため、申請対象外とする。
第 10 条 急傾斜地の崩壊の防止	○	×	急傾斜地の崩壊の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、既工事計画から設計内容に変更は無く、急傾斜地の崩壊の防止に係る設計は工事の内容（本申請内容）に関係しないため、申請対象外とする。
第 11 条 火災による損傷の防止	○	○	設計基準対象施設の火災による損傷防止に係る要求であり、火災防護設備のうち火災感知設備が技術基準規則に適合性する設計であること確認する必要があるため、審査対象条文とする。
第 12 条 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止	○	×	溢水等による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、既工事計画から設計内容に変更は無く、溢水等による損傷の防止に係る設計は工事の内容（本申請内容）に関係しないため、申請対象外とする。
第 13 条 安全避難通路等	○	×	安全避難通路等については、既工事計画において適合性が確認されており、既工事計画から設計内容に変更は無く、安全避難通路等に係る設計は工事の内容（本申請内容）に関係しないため、申請対象外とする。

技術基準規則	要否判断		理由
	適用	申請	
第 14 条 安全設備	○	○	第 14 条の安全設備の定義は、第 2 条第 2 項第 9 号イ～ホに掲げる設備であり、火災防護設備のうち火災感知設備はこの対象には該当しない。しかし、第 14 条第 2 項は、その解釈において、安全設備のほか、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する指針(平成 2 年 8 月 30 日原子力安全委員会)」において規定される安全機能を有する構築物、系統及び機器(以下「安全施設」という。)についても、本条文の適用を受けると記載されている。重要度分類に関する指針において、消火系は対象とされており、火災感知設備については関連系であり、クラス 3 のため安全施設に該当することから本条文は審査対象条文である。
第 15 条 設計基準対象施設の機能	○	○	設計基準対象施設である火災防護設備のうち火災感知設備は、保守点検ができる設計であることを確認する必要があるため、本条文は審査対象条文である。
第 16 条 全交流動力電源喪失対策 設備	×	×	申請範囲には、全交流動力電源喪失時に対処するために必要な電源設備がないことから対象外とする。
第 17 条 材料及び構造	×	×	申請範囲には、設計基準対象施設に属する容器、管、ポンプ、弁等がないことから対象外とする。
第 18 条 使用中の亀裂等による破壊の防止	×	×	申請範囲には、クラス機器等がないことから対象外とする。
第 19 条 流体振動等による損傷の防止	×	×	申請範囲には、燃料体及び反射材並びに炉心支持構造物、熱遮蔽材並びに一次冷却系統に係る容器、管、ポンプ及び弁がないことから対象外とする。
第 20 条 安全弁等	×	×	申請範囲には、安全弁等の設置について規定されている加圧器等がないことから対象外とする。
第 21 条 耐圧試験等	×	×	耐申請範囲には、クラス 1 機器に属する施設である原子炉容器等がないことから対象外とする。
第 22 条 監視試験片	×	×	申請範囲には、監視試験片の設置について規定されている設計基準対象施設に属する容器がないことから対象外とする。
第 23 条 炉心等	×	×	申請範囲には、炉心等について規定されている燃料体等がないことから対象外とする。
第 24 条 熱遮蔽材	×	×	申請範囲には、熱遮蔽材について規定されている原子炉容器がないことから対象外とする。
第 25 条 一次冷却材	×	×	申請範囲には、一次冷却材がないことから対象外とする。
第 26 条 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	×	×	申請範囲には、燃料体等を取り扱う設備又は燃料体等を貯蔵する設備がないことから対象外とする。

技術基準規則	要否判断		理由
	適用	申請	
第 27 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ	×	×	申請範囲には、原子炉冷却材圧力バウンダリがないことから対象外とする。
第 28 条 原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	×	×	申請範囲には、原子炉冷却材圧力バウンダリから原子炉冷却材の流出を制限する隔離装置等がないことから対象外とする。
第 29 条 一次冷却材処理装置	×	×	申請範囲には、放射性物質を含む一次冷却材を処理する装置がないことから対象外とする。
第 30 条 逆止め弁	×	×	申請範囲には、逆止め弁がないことから対象外とする。
第 31 条 蒸気タービン	×	×	申請範囲には、蒸気タービン（附属施設含む）がないことから対象外とする。
第 32 条 非常用炉心冷却設備	×	×	申請範囲には、非常用炉心冷却設備がないことから対象外とする。
第 33 条 循環設備等	×	×	申請範囲には、一次冷却材を循環させる循環設備等がないことから対象外とする。
第 34 条 計測装置	×	×	申請範囲には、計測装置がないことから対象外とする。
第 35 条 安全保護装置	×	×	申請範囲には、安全保護装置がないことから対象外とする。
第 36 条 反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	×	申請範囲には、反応度制御系統及び原子炉停止系統がないことから対象外とする。
第 37 条 制御材駆動装置	×	×	申請範囲には、制御材駆動装置がないことから対象外とする。
第 38 条 原子炉制御室等	×	×	申請範囲には、原子炉制御室等がないことから対象外とする。
第 39 条 廃棄物処理設備等	×	×	申請範囲には、放射性廃棄物を処理する設備等がないことから対象外とする。
第 40 条 廃棄物貯蔵設備等	×	×	申請範囲には、放射性廃棄物を貯蔵する設備等がないことから対象外とする。
第 41 条 放射性物質による汚染の防止	×	×	申請範囲には、放射性物質による汚染の防止する設備等がないことから対象外とする。
第 42 条 生体遮蔽等	×	×	申請範囲には、生体遮蔽装置等がないことから対象外とする。
第 43 条 換気設備	×	×	申請範囲には、換気設備がないことから対象外とする。
第 44 条 原子炉格納施設	×	×	申請範囲には、原子炉格納施設がないことから対象外とする。
第 45 条 保安電源設備	×	×	申請範囲には、保安電源装置について規定されている電線路及び発電機からの電力の供給が停止した場合に必要な非常用電源設備等がないことから対象外とする。

技術基準規則	要否判断		理由
	適用	申請	
第 46 条 緊急時対策所	×	×	申請範囲には、緊急時対策所がないことから対象外とする。
第 47 条 警報装置等	×	×	申請範囲には警報装置等がないことから対象外とする。
第 48 条 準用	×	×	申請範囲には、技術基準規則第 17 条第 15 号、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令又は原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令の規定を準用する補助ボイラー、ガスタービン、内燃機関、電気設備がないため対象外とする。

技術基準規則	要否判断		理由
	適用	申請	
重大事故等対処施設			
第 49 条 重大事故等対処施設の地盤	×	×	火災防護設備の申請対象については関係しない条文であることから対象外。
第 50 条 地震による損傷の防止	×	×	火災防護設備の申請対象については関係しない条文であることから対象外。
第 51 条 津波による損傷の防止	×	×	火災防護設備の申請対象については関係しない条文であることから対象外。
第 52 条 火災による損傷の防止	○	○	重大事故等対処施設の火災による損傷防止に係る要求であり、火災防護設備のうち火災感知設備が技術基準規則に適合性する設計であること確認する必要があるため、審査対象条文とする。
第 53 条 特定重大事故等対処施設			
第 54 条 重大事故等対処設備	×	×	火災防護設備の申請対象については関係しない条文であることから対象外。
第 55 条 材料及び構造	×	×	火災防護設備の申請対象については関係しない条文であることから対象外。
第 56 条 使用中の亀裂等による破壊の防止	×	×	火災防護設備の申請対象については関係しない条文であることから対象外。
第 57 条 安全弁等	×	×	火災防護設備の申請対象については関係しない条文であることから対象外。
第 58 条 耐圧試験等	×	×	火災防護設備の申請対象については関係しない条文であることから対象外。
第 59 条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	×	×	火災防護設備の申請対象については関係しない条文であることから対象外。
第 60 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に発電用原子炉を冷却するための設備	×	×	火災防護設備の申請対象については関係しない条文であることから対象外。
第 61 条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	×	×	火災防護設備の申請対象については関係しない条文であることから対象外。
第 62 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×	×	火災防護設備の申請対象については関係しない条文であることから対象外。
第 63 条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	×	×	火災防護設備の申請対象については関係しない条文であることから対象外。

技術基準規則	要否判断		理由
	適用	申請	
第 64 条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備	×	×	火災防護設備の申請対象については関係しない条文であることから対象外。
第 65 条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	×	×	火災防護設備の申請対象については関係しない条文であることから対象外。
第 66 条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	×	×	火災防護設備の申請対象については関係しない条文であることから対象外。
第 67 条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	×	×	火災防護設備の申請対象については関係しない条文であることから対象外。
第 68 条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	×	×	火災防護設備の申請対象については関係しない条文であることから対象外。
第 69 条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	×	×	火災防護設備の申請対象については関係しない条文であることから対象外。
第 70 条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	×	×	火災防護設備の申請対象については関係しない条文であることから対象外。
第 71 条 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備	×	×	火災防護設備の申請対象については関係しない条文であることから対象外。
第 72 条 電源設備	×	×	火災防護設備の申請対象については関係しない条文であることから対象外。
第 73 条 計装設備	×	×	火災防護設備の申請対象については関係しない条文であることから対象外。
第 74 条 原子炉制御室	×	×	火災防護設備の申請対象については関係しない条文であることから対象外。
第 75 条 監視測定設備	×	×	火災防護設備の申請対象については関係しない条文であることから対象外。
第 76 条 緊急時対策所	×	×	火災防護設備の申請対象については関係しない条文であることから対象外。
第 77 条 通信連絡を行うために必要な設備	×	×	火災防護設備の申請対象については関係しない条文であることから対象外。
第 78 条 準用	×	×	火災防護設備の申請対象については関係しない条文であることから対象外。

補足説明資料 2

設計及び工事計画認可申請書に添付する
書類の整理について

設計及び工事計画認可申請書に添付する書類の整理について

1. 概要

川内原子力発電所第1/2号機においては、火災感知器追設工事を計画している。本資料では、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく当該計画の手続きを行うにあたり、設計及び工事計画変更認可申請書に添付する書類について整理する。

2. 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく設計及び工事計画変更認可申請書に添付する書類の整理について

設計及び工事計画認可申請書に添付すべき書類は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」(以下「実用炉規則」という。)の第九条第三項に規定の、別表第二の上欄に掲げる種類に応じた同表の下欄に掲げる書類並びに設計及び工事に係る品質マネジメントの説明書類となるが、別表第二では「認可の申請又は届出に係る工事の内容に關係あるものに限る。」との規定があるため、本申請範囲である「火災防護設備」のうち、本工事に要求される添付書類の要否の検討を行った。検討結果を表 2-1 に示す。

表 2-1 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく設計及び工事計画認可申請において要求される添付書類及び本申請における添付の要否の検討結果

実用炉規則 第9条第3項に規定される添付書類名（略称含む）	添付要否 (○・×)	理由
別表第二（各発電用原子炉施設に共通）		
送電関係一覧図	×	本申請は、送電設備に影響を与えないため添付しない。
急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は、当該区域内の急傾斜地の崩壊の防止措置に関する説明書	×	本申請は、急傾斜地崩壊危険区域の設定はないため添付しない。
工場又は事業所の概要を明示した地形図	×	本申請は、地形図に影響を与えないため添付しない。
主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図	×	本申請は、主要設備の配置に影響を与えないため不要。
単線結線図	×	本申請は、単線結線図に影響を与えないため不要。
新技術の内容を十分に説明した書類	×	本申請は、新技術に該当しないため不要。
発電用原子炉施設の熱精算図	×	本申請は、熱精算に影響を与えないため不要。
熱出力計算書	×	本申請は、熱出力計算に影響を与えないため不要。
発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書	○	本申請の内容について、設置許可との整合性を示す必要があることから添付する。
排気中及び排水中の放射性物質の濃度に関する説明書	×	本申請は、排気中及び排水中の放射性物質の濃度に影響を与えないため不要
人が常時勤務し、又は頻繁に出入する工場又は事業所内の場所における線量に関する説明書	×	本申請は、発電所内の場所における線量に影響を与えないため不要
発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	×	本申請では該当する設備はないため不要
排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備の配置の概要を明示した図面	×	本申請では該当する設備はないため不要
取水口及び放水口に関する説明書	×	本申請では該当する設備はないため不要
設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	×	本申請は、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書の記載に影響を与えないため不要

実用炉規則 第9条第3項に規定される添付書類名（略称含む）	添付要否 (○・×)	理 由
環境測定装置の構造図及び取付箇所を明示した図面	×	本申請では該当する設備はないため不要
クラス1機器及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書	×	本申請では該当する設備はないため不要
安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	○	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性を示す必要があることから添付する。
発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書	○	火災区域及び火災区画の火災を早期に感知できる設計であること確認する必要があることから添付する。
発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	×	本申請では該当する設備はないため不要
発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書	×	本申請では該当する設備はないため不要
通信連絡設備に関する説明書及び取付箇所を明示した図面	×	本申請では該当する設備はないため不要
安全避難通路に関する説明書及び安全避難通路を明示した図面	×	本申請では該当する設備はないため不要
非常用照明に関する説明書及び取付箇所を明示した図面	×	本申請では該当する設備はないため不要

その他発電用原子炉の付属施設 火災防護設備		
火災防護設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図	配置図 : × 系統図 : ×	本申請は、火災防護設備に係る機器の配置の変更を伴わないとため、既工事計画変更はないため添付不要。
耐震性に関する説明書	○	耐震性について、技術基準規則第 5 条の適合性を示すために説明書を添付する。
強度に関する説明書	×	本申請は、強度に関する説明書の記載に影響を与えないため添付不要。
構造図	×	本申請は、構造図に影響を与えないため添付不要。
安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書	×	本申請では該当する設備はないため不要。
設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	○	本申請における設計及び工事に係る品質マネジメントシステムを示す必要があるため添付する。

補足説明資料 3

工事の方法に関する補足説明資料

工事の方法に関する補足説明資料

1. 概 要

工事の方法として、工事手順、使用前事業者検査の方法、工事上の留意事項を、それぞれ施設、主要な耐圧部の溶接部、燃料体に区分し定めており、これら工事手順及び使用前事業者検査の方法は、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に定めたプロセス等に基づいたものとしている。

また、工事の方法は、すべての施設を網羅するものとして作成しており、それを原子炉本体に記載し、その他の施設については該当箇所を呼び込むこととしている。

本資料では、工事の方法のうち当該工事に該当する箇所を明示するものである。

2. 当該工事に該当する箇所

工事の方法のうち、当該工事に該当する箇所を示す。

申請に係る工事の方法として、原子炉本体に係る工事の方法を以下に示す

凡例

(黄色ハッチング)：本設計及び工事の計画に該当する箇所

変更前	変更後
<p>発電用原子炉施設の設置又は変更の工事並びに主要な耐圧部の溶接部における工事の方法として、原子炉設置（変更）許可を受けた事項、及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準」という。）の要求事項に適合するための設計（基本設計方針及び要目表）に従い実施する工事の手順と、それら設計や工事の手順に従い工事が行われたことを確認する使用前事業者検査の方法を以下に示す。</p> <p>これらの工事の手順及び使用前事業者検査の方法は、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に定めたプロセス等に基づいたものとする。</p> <p>1. 工事の手順</p> <p>1.1 工事の手順と使用前事業者検査</p> <p>発電用原子炉施設の設置又は変更の工事における工事の手順を使用前事業者検査との関係を含め図1に示す。</p> <p>1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順と使用前事業者検査</p> <p>主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順を使用前事業者検査との関係を含め図2に示す。</p> <p>1.3 燃料体に係る工事の手順と使用前事業者検査</p> <p>燃料体に係る工事の手順を使用前事業者検査との関係を含め図3に示す。</p> <p>2. 使用前事業者検査の方法</p> <p>構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法、機能及び性能を確認するために十分な方法、その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法により、使用前事業者検査を図1、図2及び図3のフローに基づき実施する。使用前事業者検査は「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載したプロセスにより、抽出されたものの検査を実施する。</p> <p>また、使用前事業者検査は、検査の時期、対象、方法、検査体制に加えて、検査の内容と重要度に応じて、立会、抜取り立会、記録確認のいずれかとすることを要領書等で定め実施する。</p>	変更なし

変更前	変更後							
<p>2.1 構造、強度又は漏えいに係る検査</p> <p>2.1.1 構造、強度又は漏えいに係る検査</p> <p>構造、強度又は漏えいに係る検査ができるようになったとき、表1に示す検査を実施する。</p> <p>表1 構造、強度又は漏えいに係る検査（燃料体を除く。）^(注1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th><th>検査方法</th><th>判定基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載したプロセスにより、当該工事における構造、強度又は漏えいに係る確認事項として次に掲げる項目の中から抽出されたもの。 ・材料検査 ・寸法検査 ・外観検査 ・組立て及び据付け状態を確認する検査（据付検査） ・状態確認検査 ・耐圧検査 ・漏えい検査 ・原子炉格納施設が直接設置される基盤の状態を確認する検査 ・建物・構築物の構造を確認する検査</td><td>材料検査 寸法検査 外観検査 組立て及び据付け状態を確認する検査（据付検査） 状態確認検査</td><td>使用されている材料の化学成分、機械的強度等が工事計画のとおりであることを確認する。 主要寸法が工事計画のとおりであり、許容寸法内であることを確認する。 有害な欠陥がないことを確認する。 組立て状態並びに据付け位置及び状態が工事計画のとおりであることを確認する。 評価条件、手順等が工事計画のとおりであることを確認する。</td><td>設工認のとおりであること、技術基準に適合するものであること。 設工認に記載されている主要寸法の計測値が、許容寸法を満足すること。 健全性に影響を及ぼす有害な欠陥がないこと。 設工認のとおりに組立て、据付けされていること。 設工認のとおりであること。</td></tr> </tbody> </table>	検査項目	検査方法	判定基準	「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載したプロセスにより、当該工事における構造、強度又は漏えいに係る確認事項として次に掲げる項目の中から抽出されたもの。 ・材料検査 ・寸法検査 ・外観検査 ・組立て及び据付け状態を確認する検査（据付検査） ・状態確認検査 ・耐圧検査 ・漏えい検査 ・原子炉格納施設が直接設置される基盤の状態を確認する検査 ・建物・構築物の構造を確認する検査	材料検査 寸法検査 外観検査 組立て及び据付け状態を確認する検査（据付検査） 状態確認検査	使用されている材料の化学成分、機械的強度等が工事計画のとおりであることを確認する。 主要寸法が工事計画のとおりであり、許容寸法内であることを確認する。 有害な欠陥がないことを確認する。 組立て状態並びに据付け位置及び状態が工事計画のとおりであることを確認する。 評価条件、手順等が工事計画のとおりであることを確認する。	設工認のとおりであること、技術基準に適合するものであること。 設工認に記載されている主要寸法の計測値が、許容寸法を満足すること。 健全性に影響を及ぼす有害な欠陥がないこと。 設工認のとおりに組立て、据付けされていること。 設工認のとおりであること。	変更なし
検査項目	検査方法	判定基準						
「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載したプロセスにより、当該工事における構造、強度又は漏えいに係る確認事項として次に掲げる項目の中から抽出されたもの。 ・材料検査 ・寸法検査 ・外観検査 ・組立て及び据付け状態を確認する検査（据付検査） ・状態確認検査 ・耐圧検査 ・漏えい検査 ・原子炉格納施設が直接設置される基盤の状態を確認する検査 ・建物・構築物の構造を確認する検査	材料検査 寸法検査 外観検査 組立て及び据付け状態を確認する検査（据付検査） 状態確認検査	使用されている材料の化学成分、機械的強度等が工事計画のとおりであることを確認する。 主要寸法が工事計画のとおりであり、許容寸法内であることを確認する。 有害な欠陥がないことを確認する。 組立て状態並びに据付け位置及び状態が工事計画のとおりであることを確認する。 評価条件、手順等が工事計画のとおりであることを確認する。	設工認のとおりであること、技術基準に適合するものであること。 設工認に記載されている主要寸法の計測値が、許容寸法を満足すること。 健全性に影響を及ぼす有害な欠陥がないこと。 設工認のとおりに組立て、据付けされていること。 設工認のとおりであること。					

変更前			変更後
表 1 構造、強度又は漏えいに係る検査（燃料体を除く。） ^(注 1)			
検査項目	検査方法	判定基準	
	耐圧検査 ^(注 2)	技術基準の規定に基づく検査圧力で所定時間保持し、検査圧力に耐え、異常のないことを確認する。耐圧検査が構造上困難な部位については、技術基準の規定に基づく非破壊検査等により確認する。	検査圧力に耐え、かつ、異常のないこと。
	漏えい検査 ^(注 2)	耐圧検査終了後、技術基準の規定に基づく検査圧力により漏えいの有無を確認する。なお、漏えい検査が構造上困難な部位については、技術基準の規定に基づく非破壊検査等により確認する。	著しい漏えいがないこと。
原子炉格納施設が直接設置される基盤の状態を確認する検査	地盤の地質状況が、原子炉格納施設の基盤として十分な強度を有することを確認する。	設工認のとおりであること。	変更なし
建物・構築物の構造を確認する検査	主要寸法、組立方法、据付位置及び据付状態等が工事計画のとおり製作され、組み立てられていることを確認する。	設工認のとおりであること。	

(注 1) 基本設計方針のうち適合性確認対象に対して実施可能な検査を含む。

(注 2) 耐圧検査及び漏えい検査の方法について、表 1 によらない場合は、基本設計方針の共通項目として定めた「耐圧試験等」の方針によるものとする。

変更前	変更後
<p>2.1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る検査</p> <p>主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査は、技術基準第17条第15号、第31条、第48条第1項及び第55条第7号、並びに実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（以下「技術基準解釈」という。）に適合するよう、以下の(1)及び(2)の工程ごとに検査を実施する。</p> <p>(1) あらかじめ確認する事項</p> <p>次の①及び②については、主要な耐圧部の溶接をしようとする前に、「日本機械学会 発電用原子力設備規格 溶接規格(JSME S NB1-2007)」（以下「溶接規格」という。）第2部 溶接施工法認証標準及び第3部 溶接士技能認証標準に従い、表2-1、表2-2に示す検査を行う。その際、以下のいずれかに該当する特殊な溶接方法は、その確認事項の条件及び方法の範囲内で①溶接施工法に関する事を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成12年6月以前に旧電気工作物の溶接に関する技術基準を定める省令（昭和45年通商産業省令第81号）第2条に基づき、通商産業大臣の認可を受けた特殊な溶接方法 ・平成12年7月以降に、一般社団法人日本溶接協会又は一般財団法人発電設備技術検査協会による確性試験により適合性確認を受けた特殊な溶接方法 <p>① 溶接施工法に関する事項 ② 溶接士の技能に関する事項</p> <p>なお、①又は②について、既に、以下のいずれかにより適合性が確認されているものは、主要な耐圧部の溶接をしようとする前に表2-1、表2-2に示す検査は要しないものとする。</p> <p>① 溶接施工法に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成12年6月30日以前に電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づき國の認可証又は合格証を取得した溶接施工法 ・平成12年7月1日から平成25年7月7日に、電気事業法に基づく溶接事業者検査において、各設置者が技術基準への適合性を確認した溶接施工法 	変更なし

変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年 7 月 8 日以降、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）に基づき、各設置者が技術基準への適合性を確認した溶接施工法 ・前述と同等の溶接施工法として、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）における他の施設にて、認可を受けたもの、溶接安全管理検査、使用前事業者検査等で溶接施工法の確認を受けたもの又は客観性を有する方法により確認試験が行われ判定基準に適合しているもの。ここで、他の施設とは、加工施設、試験研究用等原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、特定第一種廃棄物埋設施設、特定廃棄物管理施設をいう。 <p>② 溶接士の技能に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溶接規格第 3 部 溶接士技能認証標準によって認定されたものと同等と認められるものとして、技術基準解釈別記－5 に示されている溶接士が溶接を行う場合 ・溶接規格第 3 部 溶接士技能認証標準に適合する溶接士が、技術基準解釈別記－5 の有効期間内に溶接を行う場合 	<p>変更なし</p>

変更前		変更後
表 2-1 あらかじめ確認すべき事項（溶接施工法）		
検査項目	検査方法及び判定基準	
溶接施工法の内容確認	計画している溶接施工法の内容が、技術基準に適合する方法であることを確認する。	
材料確認	試験材の種類及び機械的性質が試験に適したものであることを確認する。	
開先確認	試験をする上で、健全な溶接が施工できることを確認する。	
溶接作業中確認	溶接施工法及び溶接設備等が計画どおりのものであり、溶接条件等が溶接検査計画書のとおりに実施されることを確認する。	
外観確認	試験材について、目視により外観が良好であることを確認する。	
溶接後熱処理確認	溶接後熱処理の方法等が技術基準に基づき計画した内容に適合していることを確認する。	変更なし
浸透探傷試験確認	技術基準に適合した試験の方法により浸透探傷試験を行い、表面における開口した欠陥の有無を確認する。	
機械試験確認	溶接部の強度、延性及び韌性等の機械的性質を確認するため、継手引張試験、曲げ試験及び衝撃試験により溶接部の健全性を確認する。	
断面検査確認	管と管板の取付け溶接部の断面について、技術基準に適合する方法により目視検査及びのど厚測定により確認する。	
(判定) (注)	以上の全ての工程において、技術基準に適合していることが確認された場合、当該溶接施工法は技術基準に適合するものとする。	

(注) () 内は検査項目ではない。

変更前		変更後
表 2-2 あらかじめ確認すべき事項（溶接士）		
検査項目	検査方法及び判定基準	
溶接士の試験内容の確認	検査を受けようとする溶接士の氏名、溶接訓練歴等、及びその者が行う溶接施工法の範囲を確認する。	
材料確認	試験材の種類及び機械的性質が試験に適したものであることを確認する。	
開先確認	試験をする上で、健全な溶接が施工できることを確認する。	
溶接作業中確認	溶接士及びその溶接士が行う溶接作業が溶接検査計画書のとおりであり、溶接条件が溶接検査計画書のとおり実施されることを確認する。	
外観確認	目視により外観が良好であることを確認する。	
浸透探傷試験確認	技術基準に適合した試験の方法により浸透探傷試験を行い、表面に開口した欠陥の有無を確認する。	変更なし
機械試験確認	曲げ試験を行い、欠陥の有無を確認する。	
断面検査確認	管と管板の取付け溶接部の断面について、技術基準に適合する方法により目視検査及びのど厚測定により確認する。	
(判定) ^(注)	以上の全ての工程において、技術基準に適合していることが確認された場合、当該溶接士は技術基準に適合する技能を持った者とする。	

(注) () 内は検査項目ではない。

変更前	変更後
<p>(2) 主要な耐圧部の溶接部に対して確認する事項</p> <p>発電用原子炉施設のうち技術基準第 17 条第 15 号、第 31 条、第 48 条第 1 項及び第 55 条第 7 号の主要な耐圧部の溶接部について、表 3-1 に示す検査を行う。</p> <p>また、以下の①又は②に限り、原子炉冷却材圧力バウンダリに属する容器に対してテンパービード溶接を適用することができ、この場合、テンパービード溶接方法を含む溶接施工法の溶接部については、表 3-1 に加えて表 3-2 に示す検査を実施する。</p> <p>① 平成 19 年 12 月 5 日以前に電気事業法に基づき実施された検査において溶接後熱処理が不要として適合性が確認された溶接施工法</p> <p>② 以下の規定に基づく溶接施工法確認試験において、溶接後熱処理が不要として適合性が確認された溶接施工法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 12 年 6 月以前に旧電気工作物の溶接に関する技術基準を定める省令（昭和 45 年通商産業省令第 81 号）第 2 条に基づき、通商産業大臣の許可を受けた特殊な溶接方法 ・平成 12 年 7 月以降に、一般社団法人日本溶接協会又は一般財団法人発電設備技術検査協会による確性試験による適合性確認を受けた特殊な溶接方法 	変更なし

変更前		変更後
表 3-1 主要な耐圧部の溶接部に対して確認する事項		
検査項目	検査方法及び判定基準	
適用する溶接施工法、溶接士の確認	適用する溶接施工法、溶接士について、表 2-1 及び表 2-2 に示す適合確認がなされていることを確認する。	
材料検査	溶接に使用する材料が技術基準に適合するものであることを確認する。	
開先検査	開先形状、開先面の清浄及び継手面の食違い等が技術基準に適合するものであることを確認する。	
溶接作業検査	あらかじめの確認において、技術基準に適合していることが確認された溶接施工法及び溶接士により溶接施工しているかを確認する。	
熱処理検査	溶接後熱処理の方法、熱処理設備の種類及び容量が、技術基準に適合するものであること、また、あらかじめの確認において技術基準に適合していることを確認した溶接施工法の範囲により実施しているかを確認する。	
非破壊検査	溶接部について非破壊試験を行い、その試験方法及び結果が技術基準に適合するものであることを確認する。	変更なし
機械検査	溶接部について機械試験を行い、当該溶接部の機械的性質が技術基準に適合するものであることを確認する。	
耐圧検査 ^(注1)	規定圧力で耐圧試験を行い、これに耐え、かつ、漏えいがないことを確認する。規定圧力で行うことが著しく困難な場合は、可能な限り高い圧力で試験を実施し、耐圧試験の代替として非破壊試験を実施する。 (外観の状況確認) 溶接部の形状、外観及び寸法が技術基準に適合することを確認する。	
(適合確認) ^(注2)	以上の全ての工程において、技術基準に適合していることが確認された場合、当該溶接部は技術基準に適合するものとする。	

(注 1) 耐圧検査の方法について、表 3-1 によらない場合は、基本設計方針の共通項目として定めた「材料及び構造等」の方針によるものとする。

(注 2) () 内は検査項目ではない。

変更前						変更後
表 3-2 主要な耐圧部の溶接部に対して確認する事項 (テンパービード溶接を適用する場合)						
検査項目	検査方法及び判定基準	同種材の溶接	クラッド材の溶接	異種材の溶接	バタリング材の溶接	
材料検査	1. 中性子照射 10^{19} nvt 以上受ける設備を溶接する場合に使用する溶接材料の銅含有量は、0.10%以下であることを確認する。 2. 溶接材料の表面は、錆、油脂付着及び汚れ等がないことを確認する。	適用 適用	適用 適用	適用 適用	適用 適用	
開先検査	1. 当該施工部位は、溶接規格に規定する溶接後熱処理が困難な部位であることを図面等で確認する。 2. 当該施工部位は、過去に当該溶接施工法と同一又は類似の溶接後熱処理が不要な溶接方法を適用した経歴を有していないことを確認する。 3. 溶接を行う機器の面は、浸透探傷試験又は磁粉探傷試験を行い、これに合格することを確認する。 4. 溶接深さは、母材の厚さの2分の1以下であること。 5. 個々の溶接部の面積は 650cm^2 以下であることを確認する。 6. 適用する溶接施工法に、クラッド材の溶接開先底部とフェライト系母材との距離が規定されている場合は、その寸法が規定を満足していることを確認する。 7. 適用する溶接施工法に、溶接開先部がフェライト系母材側へまたがって設けられ、そのまたがりの距離が規定されている場合は、その寸法が規定を満足していることを確認する。	適用 適用 適用 適用 適用 適用 —	適用 適用 適用 — — 適用	適用 適用 適用 — — —	適用 適用 適用 — — —	変更なし

変更前						変更後
表 3-2 主要な耐圧部の溶接部に対して確認する事項 (テンパービード溶接を適用する場合)						
検査項目	検査方法及び判定基準	同種材の溶接	クラッド材の溶接	異種材の溶接	バタリング材の溶接	
溶接作業検査	自動ティグ溶接を適用する場合は、次によることを確認する。 1. 自動ティグ溶接は、溶加材を通電加熱しない方法であることを確認する。 2. 溶接は、適用する溶接施工法に規定された方法に適合することを確認する。 ①各層の溶接入熱が当該施工法に規定する範囲内で施工されていることを確認する。 ②2層目端部の溶接は、1層目溶接端の母材熱影響部(1層目溶接による粗粒化域)が適切なテンパー効果を受けるよう、1層目溶接端と2層目溶接端の距離が1mmから5mmの範囲であることを確認する。 ③予熱を行う溶接施工法の場合は、当該施工法に規定された予熱範囲及び予熱温度を満足していることを確認する。 ④当該施工法にパス間温度が規定されている場合は、温度制限を満足していることを確認する。 ⑤当該施工法に、溶接を中断する場合及び溶接終了時の温度保持範囲と保持時間が規定されている場合は、その規定を満足していることを確認する。 ⑥余盛り溶接は、1層以上行われていることを確認する。 ⑦溶接後の温度保持終了後、最終層ビードの除去及び溶接部が平滑となるよう仕上げ加工されていることを確認する。	適用	適用	適用	適用	
		適用	適用	適用	適用	
		適用	—	適用	—	変更なし
		適用	適用	適用	適用	
		適用	適用	適用	適用	
		適用	適用	適用	適用	
		適用	—	適用	—	
		適用	—	適用	—	

変更前						変更後	
表 3-2 主要な耐圧部の溶接部に対して確認する事項 (テンパービード溶接を適用する場合)							
検査項目	検査方法及び判定基準	同種材の溶接	クラッド材の溶接	異種材の溶接	バタリング材の溶接		
非破壊検査	溶接部の非破壊検査は、次によることを確認する。 1. 1層目の溶接終了後、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を行い、これに合格することを確認する。	適用	—	—	—		
	2. 溶接終了後の試験は、次によることを確認する。 ①溶接終了後の非破壊試験は、室温状態で48時間以上経過した後に実施していることを確認する。	適用	適用	適用	適用		
	②予熱を行った場合はその領域を含み、溶接部は磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を行い、これに合格することを確認する。	適用	適用	適用	適用		
	③超音波探傷試験を行い、これに合格することを確認する。	—	適用	適用	—		
	④超音波探傷試験又は2層目以降の各層の磁粉探傷試験若しくは浸透探傷試験を行い、これに合格することを確認する。	適用	—	—	—		
	⑤放射線透過試験又は超音波探傷試験を行い、これに合格することを確認する。	—	—	—	適用		
	3. 温度管理のために取り付けた熱電対がある場合は、機械的方法で除去し、除去した面に欠陥がないことを確認する。	適用	適用	適用	適用		
						変更なし	

変更前	変更後
<p>2.1.3 燃料体に係る検査</p> <p>燃料体については、以下(1)～(3)の加工の工程ごとに表 4 に示す検査を実施する。なお、燃料体を発電用原子炉に受け入れた後は、原子炉本体として機能又は性能に係る検査を実施する。</p> <p>(1) 燃料材、燃料被覆材その他の部品については、組成、構造又は強度に係る試験をすることができる状態になった時 (2) 燃料要素の加工が完了した時 (3) 加工が完了した時</p> <p>また、燃料体については構造、強度又は漏えいに係る検査を実施することにより、技術基準への適合性が確認できることから、構造、強度又は漏えいに係る検査の実施をもって工事の完了とする。</p>	<p>変更なし</p>

変更前			変更後
表 4 構造、強度又は漏えいに係る検査（燃料体） ^(注)			
検査項目	検査方法	判定基準	
(1) 燃料材、燃料被覆材 その他の部品の化学成分の分析結果の確認その他これらの部品の組成、構造又は強度に係る検査	材料検査	使用されている材料の化学成分、機械的強度等が工事計画のとおりであることを確認する。	設工認のとおりであること、技術基準に適合するものであること。 変更なし
	寸法検査	主要寸法が工事計画のとおりであり、許容寸法内であることを確認する。	
	外観検査	有害な欠陥等がないことを確認する。	
	表面汚染密度検査	表面に付着している核燃料物質の量が技術基準の規定を満足することを確認する。	
	溶接部の非破壊検査	溶接部の健全性を非破壊検査等により確認する。	
	漏えい検査	漏えい試験における漏えい量が、技術基準の規定を満足することを確認する。	
	圧力検査	初期圧力が工事計画のとおりであり、許容値内であることを確認する。	
	質量検査	燃料集合体の総質量が工事計画のとおりであり、許容値内であることを確認する。	
(2) 燃料要素に係る次の検査 一 寸法検査 二 外観検査 三 表面汚染密度検査 四 溶接部の非破壊検査 五 圧力検査 六 漏えい検査（この表の(3)三に掲げる検査が行われる場合を除く。）			
(3) 組み立てられた燃料体に係る次の検査 一 寸法検査 二 外観検査 三 漏えい検査（この表の(2)六に掲げる検査が行われる場合を除く。） 四 質量検査			

(注) 基本設計方針のうち適合性確認対象に対して実施可能な検査を含む。

変更前	変更後						
<p>2.2 機能又は性能に係る検査</p> <p>機能又は性能を確認するため、以下のとおり検査を行う。</p> <p>但し、表 1 の表中に示す検査により機能又は性能を確認できる場合は、表 5、表 6 又は表 7 の表中に示す検査を表 1 の表中に示す検査に替えて実施する。</p> <p>また、改造、修理又は取替の工事であって、燃料体を挿入できる段階又は臨界反応操作を開始できる段階と工事完了時が同じ時期の場合、工事完了時として実施することができる。</p> <p>構造、強度又は漏えいを確認する検査と機能又は性能を確認する検査の内容が同じ場合は、構造、強度又は漏えいを確認する検査の記録確認をもって、機能又は性能を確認する検査とすることができる。</p> <p>2.2.1 燃料体を挿入できる段階の検査</p> <p>発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になったとき表 5 に示す検査を実施する。</p> <p style="text-align: center;">表 5 燃料体を挿入できる段階の検査^(注)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">検査項目</th><th style="text-align: center;">検査方法</th><th style="text-align: center;">判定基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電用原子炉に燃料体を挿入した状態において必要なものを確認する検査及び工程上発電用原子炉に燃料体を挿入する前でなければ実施できない検査</td><td>発電用原子炉に燃料体を挿入するにあたり、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る機能又は性能を試運転等により確認するほか、発電用原子炉施設の安全性確保の観点から、発電用原子炉に燃料体を挿入した状態において必要な工学的安全施設、安全設備等の機能又は性能を当該各系統の試運転等により確認する。</td><td>原子炉に燃料体を挿入するにあたり、確認が必要な範囲について、設工認のとおりであり、技術基準に適合すること。</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 基本設計方針のうち適合性確認対象に対して実施可能な検査を含む。</p>	検査項目	検査方法	判定基準	発電用原子炉に燃料体を挿入した状態において必要なものを確認する検査及び工程上発電用原子炉に燃料体を挿入する前でなければ実施できない検査	発電用原子炉に燃料体を挿入するにあたり、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る機能又は性能を試運転等により確認するほか、発電用原子炉施設の安全性確保の観点から、発電用原子炉に燃料体を挿入した状態において必要な工学的安全施設、安全設備等の機能又は性能を当該各系統の試運転等により確認する。	原子炉に燃料体を挿入するにあたり、確認が必要な範囲について、設工認のとおりであり、技術基準に適合すること。	変更なし
検査項目	検査方法	判定基準					
発電用原子炉に燃料体を挿入した状態において必要なものを確認する検査及び工程上発電用原子炉に燃料体を挿入する前でなければ実施できない検査	発電用原子炉に燃料体を挿入するにあたり、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る機能又は性能を試運転等により確認するほか、発電用原子炉施設の安全性確保の観点から、発電用原子炉に燃料体を挿入した状態において必要な工学的安全施設、安全設備等の機能又は性能を当該各系統の試運転等により確認する。	原子炉に燃料体を挿入するにあたり、確認が必要な範囲について、設工認のとおりであり、技術基準に適合すること。					

変更前	変更後												
<p>2.2.2 臨界反応操作を開始できる段階の検査</p> <p>発電用原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になったとき、表 6 に示す検査を実施する。</p> <p>表 6 臨界反応操作を開始できる段階の検査^(注)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th><th>検査方法</th><th>判定基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電用原子炉が臨界に達する時に必要なものを確認する検査及び工程上発電用原子炉が臨界に達する前でなければ実施できない検査</td><td>発電用原子炉の出力を上げるにあたり、発電用原子炉に燃料体を挿入した状態での確認項目として、燃料体の炉内配置及び原子炉の核的特性等を確認する。また、工程上発電用原子炉が臨界に達する前でなければ機能又は性能を確認できない設備について、機能又は性能を当該各系統の試運転等により確認する。</td><td>原子炉の臨界反応操作を開始するにあたり、確認が必要な範囲について、設工認のとおりであり、技術基準に適合するものであること。</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 基本設計方針のうち適合性確認対象に対して実施可能な検査を含む。</p> <p>2.2.3 工事完了時の検査</p> <p>全ての工事が完了したとき、表 7 に示す検査を実施する。</p> <p>表 7 工事完了時の検査^(注)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th><th>検査方法</th><th>判定基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電用原子炉の出力運転時における発電用原子炉施設の総合的な性能を確認する検査、その他工事の完了を確認するために必要な検査</td><td>工事の完了を確認するためには、発電用原子炉で発生した蒸気を用いる施設の試運転等により、当該各系統の機能又は性能の最終的な確認を行う。発電用原子炉の出力を上げた状態における確認項目として、プラント全体での最終的な試運転により発電用原子炉施設の総合的な性能を確認する。</td><td>当該原子炉施設の供用を開始するにあたり、原子炉施設の安全性を確保するために必要な範囲について、設工認のとおりであり、技術基準に適合するものであること。</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 基本設計方針のうち適合性確認対象に対して実施可能な検査を含む。</p>	検査項目	検査方法	判定基準	発電用原子炉が臨界に達する時に必要なものを確認する検査及び工程上発電用原子炉が臨界に達する前でなければ実施できない検査	発電用原子炉の出力を上げるにあたり、発電用原子炉に燃料体を挿入した状態での確認項目として、燃料体の炉内配置及び原子炉の核的特性等を確認する。また、工程上発電用原子炉が臨界に達する前でなければ機能又は性能を確認できない設備について、機能又は性能を当該各系統の試運転等により確認する。	原子炉の臨界反応操作を開始するにあたり、確認が必要な範囲について、設工認のとおりであり、技術基準に適合するものであること。	検査項目	検査方法	判定基準	発電用原子炉の出力運転時における発電用原子炉施設の総合的な性能を確認する検査、その他工事の完了を確認するために必要な検査	工事の完了を確認するためには、発電用原子炉で発生した蒸気を用いる施設の試運転等により、当該各系統の機能又は性能の最終的な確認を行う。発電用原子炉の出力を上げた状態における確認項目として、プラント全体での最終的な試運転により発電用原子炉施設の総合的な性能を確認する。	当該原子炉施設の供用を開始するにあたり、原子炉施設の安全性を確保するために必要な範囲について、設工認のとおりであり、技術基準に適合するものであること。	変更なし
検査項目	検査方法	判定基準											
発電用原子炉が臨界に達する時に必要なものを確認する検査及び工程上発電用原子炉が臨界に達する前でなければ実施できない検査	発電用原子炉の出力を上げるにあたり、発電用原子炉に燃料体を挿入した状態での確認項目として、燃料体の炉内配置及び原子炉の核的特性等を確認する。また、工程上発電用原子炉が臨界に達する前でなければ機能又は性能を確認できない設備について、機能又は性能を当該各系統の試運転等により確認する。	原子炉の臨界反応操作を開始するにあたり、確認が必要な範囲について、設工認のとおりであり、技術基準に適合するものであること。											
検査項目	検査方法	判定基準											
発電用原子炉の出力運転時における発電用原子炉施設の総合的な性能を確認する検査、その他工事の完了を確認するために必要な検査	工事の完了を確認するためには、発電用原子炉で発生した蒸気を用いる施設の試運転等により、当該各系統の機能又は性能の最終的な確認を行う。発電用原子炉の出力を上げた状態における確認項目として、プラント全体での最終的な試運転により発電用原子炉施設の総合的な性能を確認する。	当該原子炉施設の供用を開始するにあたり、原子炉施設の安全性を確保するために必要な範囲について、設工認のとおりであり、技術基準に適合するものであること。											

変更前	変更後						
<p>2.3 基本設計方針検査</p> <p>基本設計方針のうち「構造、強度又は漏えいに係る検査」及び「機能又は性能に係る検査」では確認できない事項について、表 8 に示す検査を実施する。</p> <p style="text-align: center;">表 8 基本設計方針検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th><th>検査方法</th><th>判定基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本設計方針検査</td><td>基本設計方針のうち表 1、表 4、表 5、表 6、表 7 では確認できない事項について、基本設計方針に従い工事が実施されたことを工事中又は工事完了時における適切な段階で確認する。</td><td>「基本設計方針」のとおりであること。</td></tr> </tbody> </table>	検査項目	検査方法	判定基準	基本設計方針検査	基本設計方針のうち表 1、表 4、表 5、表 6、表 7 では確認できない事項について、基本設計方針に従い工事が実施されたことを工事中又は工事完了時における適切な段階で確認する。	「基本設計方針」のとおりであること。	
検査項目	検査方法	判定基準					
基本設計方針検査	基本設計方針のうち表 1、表 4、表 5、表 6、表 7 では確認できない事項について、基本設計方針に従い工事が実施されたことを工事中又は工事完了時における適切な段階で確認する。	「基本設計方針」のとおりであること。					
<p>2.4 品質マネジメントシステムに係る検査</p> <p>実施した工事が、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載したプロセス、「1. 工事の手順」並びに「2. 使用前事業者検査の方法」のとおり行われていることの実施状況を確認するとともに、使用前事業者検査で記録確認の対象となる工事の段階で作成される製造メーカー等の記録の信頼性を確保するため、表 9 に示す検査を実施する。</p>	変更なし						

表 9 品質マネジメントシステムに係る検査

検査項目	検査方法	判定基準
品質マネジメントシステムに係る検査	工事が設工認の「工事の方法」及び「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に示すプロセスのとおり実施していることを品質記録や聞き取り等により確認する。この確認には、検査における記録の信頼性確認として、基となる記録採取の管理方法の確認やその管理方法の遵守状況の確認を含む。	設工認で示す「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」及び「工事の方法」のとおりに工事管理が行われていること。

変更前	変更後
<p>3. 工事上の留意事項</p> <p>3.1 設置又は変更の工事に係る工事上の留意事項</p> <p>発電用原子炉施設の設置又は変更の工事並びに主要な耐圧部の溶接部における工事の実施にあたっては、発電用原子炉施設保安規定を遵守するとともに、従事者及び公衆の安全確保や既設の安全上重要な機器等への悪影響防止等の観点から、以下に留意し工事を進める。なお、工事の手順と使用前事業者検査との関係については、図1、図2及び図3に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 設置又は変更の工事を行う発電用原子炉施設の機器等について、周辺資機材、他の発電用原子炉施設及び環境条件からの悪影響や劣化等を受けないよう、隔離、作業環境維持、異物侵入防止対策等の必要な措置を講じる。 b. 工事にあたっては、既設の安全上重要な機器等へ悪影響を与えないよう、現場状況、作業環境及び作業条件を把握し、作業に潜在する危険性又は有害性や工事用資機材から想定される影響を確認するとともに、隔離、火災防護、溢水防護、異物侵入防止対策、作業管理等の必要な措置を講じる。 c. 設置又は変更の工事を行う発電用原子炉施設の機器等について、必要に応じて、供用後の施設管理のための重要なデータを採取する。 d. プラントの状況に応じて、検査・試験、試運転等の各段階における工程を管理する。 e. 設置又は変更の工事を行う発電用原子炉施設の機器等について、供用開始後に必要な機能性能を發揮できるよう製造から供用開始までの間、管理する。 f. 放射性廃棄物の発生量低減に努めるとともに、その種類に応じて保管及び処理を行う。 g. 現場状況、作業環境及び作業条件を把握し、放射線業務従事者に対して防護具の着用や作業時間管理等適切な被ばく低減措置と、被ばく線量管理を行う。また、公衆の放射線防護のため、気体及び液体廃棄物の放出管理については、周辺監視区域外の空気中・水中の放射性物質濃度が「核原料物質又は核燃料物質の精錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」に定める値を超えないようにするとともに、放出管理目標値を超えないように努める。 h. 修理の方法は、基本的に「図1 工事の手順と使用前事業者検査のフロー(燃料体を除く。)」の手順により行うこととし、機器等の全部又は一部に 	変更なし

変更前	変更後
<p>ついて、撤去、切断、切削又は取外しを行い、据付、溶接又は取付け、若しくは同等の方法により、同等仕様又は性能・強度が改善されたものに取替を行う等、機器等の機能維持又は回復を行う。また、機器等の一部撤去、一部撤去の既設端部について閉止板の取付け、蒸気発生器、熱交換器又は冷却器の伝熱管への閉止栓取付け若しくは同等の方法により適切な処置を実施する。</p> <p>i. 特別な工法を採用する場合の施工方法は、技術基準に適合するよう、安全性及び信頼性について必要に応じ検証等により十分確認された方法により実施する。</p> <p>3.2 燃料体の加工に係る工事上の留意事項</p> <p>燃料体の加工に係る工事の実施にあたっては、以下に留意し工事を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 工事対象設備について、周辺資機材、他の加工施設及び環境条件から波及的影響を受けないよう、隔離等の必要な措置を講じる。 b. 工事を行うことにより、他の供用中の加工施設が有する安全機能に影響を与えないよう、隔離等の必要な措置を講じる。 c. 工事対象設備について、必要に応じて、供用後の施設管理のための重要なデータを採取する。 d. 加工施設の状況に応じて、検査・試験等の各段階における工程を管理する。 e. 工事対象設備について、供用開始後に必要な機能性能を発揮できるよう維持する。 f. 放射性廃棄物の発生量低減に努めるとともに、その種類に応じて保管及び処理を行う。 g. 放射線業務従事者に対する適切な被ばく低減措置と、被ばく線量管理を行う。 	変更なし

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">発電用原子炉施設</p> <p>(製作工場で機能、性能検査を実施しない場合) (製作工場で機能、性能検査を実施する場合)</p> <p>※1: 材料入手、加工及び組立て等は必要な場合のみ実施する。主要な耐圧部の溶接部に係る溶接施工は図2の工事フローに従い実施する。</p> <p>※2: 品質マネジメントシステムに係る検査は、工事の段階、工事期間を考慮して適切な時期と頻度で実施する。</p> <p>※3: 取外しは、発電所で機器等を取り外して製作工場で加工等を実施する場合があり、その場合は発電所で機器等を取り外した後、製作工場の工事の手順から実施する。</p> <p>※4: 立会、抜取り立会、記録確認のいずれかで実施する場合は、重要度に応じて個別の使用前事業者検査要領書で定める。</p> <p>【凡例】</p> <p><便>: 品質マネジメントシステムに係る検査以外の使用前事業者検査の検査項目 (適切な時期に以下のうち必要な検査を実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 構造、強度又は漏えいに係る検査 <ul style="list-style-type: none"> ・材料検査 ・寸法検査 ・外観検査 ・据付検査 ・状態確認検査 ・耐圧検査 ・漏えい検査 ・原子炉格納施設が直接設置される基盤の状態を確認する検査 ・建物・構築物の構造を確認する検査 b. 機能又は性能に係る検査 <ul style="list-style-type: none"> ・状態確認検査 ・特性検査 ・機能検査 ・性能検査 c. 基本設計方針検査 <p><Q>: 品質マネジメントシステムに係る検査</p>	変更なし

図1 工事の手順と使用前事業者検査のフロー（燃料体を除く。）

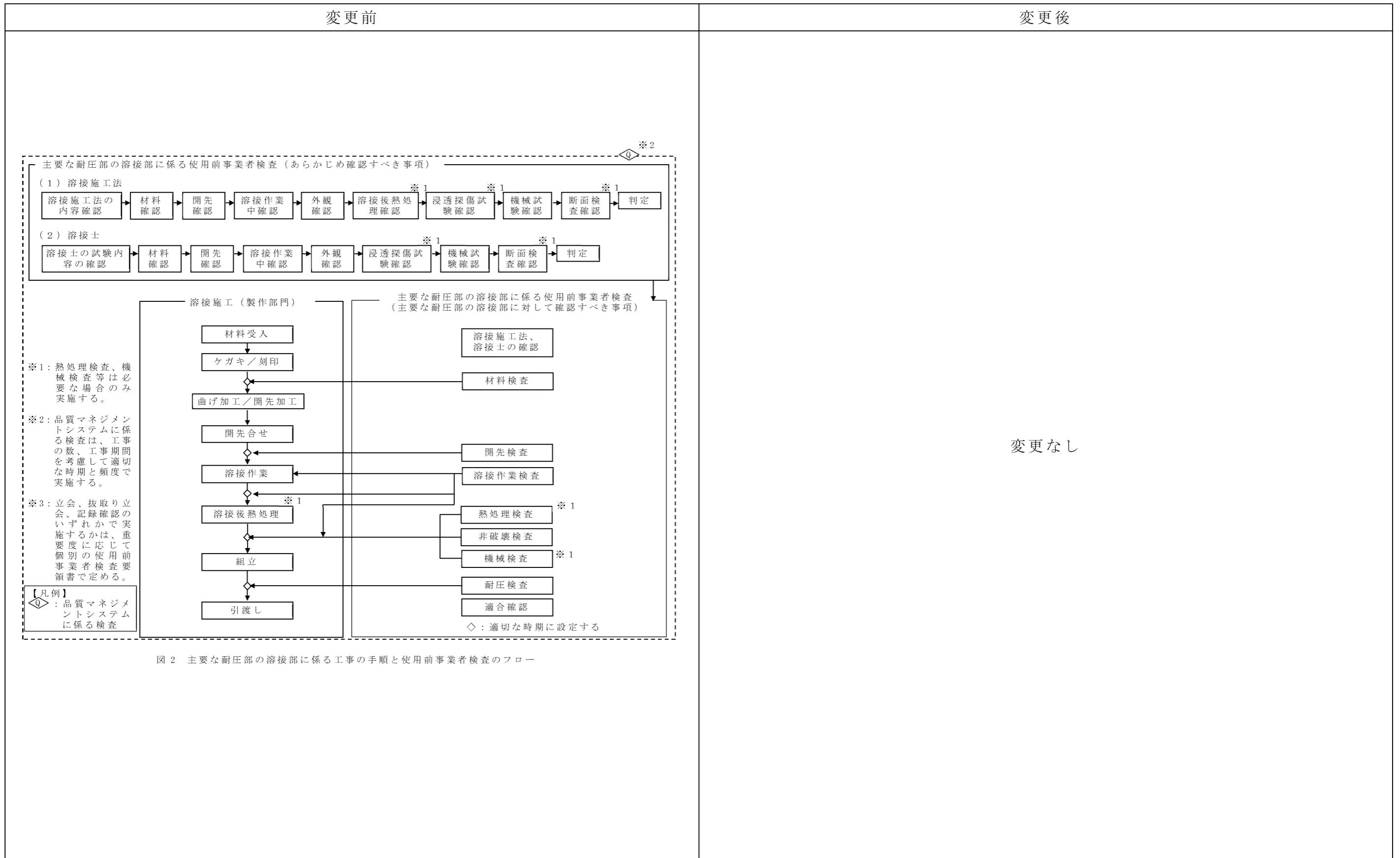


図 2 主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順と使用前事業者検査のフロー

変更前	変更後
<p style="text-align: center;"><u>発電用原子炉施設</u></p> <p style="text-align: center;">燃料体</p> <pre> graph TD A[材料入手] --> B[加工] B --> C[組立て] C --> D["構造、強度又は漏えいに係る検査"] D --> E["機能又は性能に係る検査"] E --> F["※4: 立会、抜取り立会、記録確認のいずれかで実施するかは、重要度に応じて個別の使用前事業者検査要領書で定める。"] </pre> <p>※1: 以下の加工の工程ごとに構造、強度又は漏えいに係る検査を実施する。 ①燃料材、燃料被覆材その他の部品について、組成、構造又は強度に係る試験をすることができる状態になった時 ②燃料要素の加工が完了した時 ③加工が完了した時</p> <p>※2: 燃料体を発電用原子炉に受け入れた後は、原子炉本体として機能又は性能に係る検査を実施する。</p> <p>※3: 品質マネジメントシステムに係る検査は、工事の数、工事期間を考慮して適切な時期と頻度で実施する。</p> <p>※4: 立会、抜取り立会、記録確認のいずれかで実施するかは、重要度に応じて個別の使用前事業者検査要領書で定める。</p> <p>製作工場</p> <p>川内原子力発電所</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇: 品質マネジメントシステムに係る検査以外の使用前事業者検査の検査項目（適切な時期に以下のうち必要な検査を実施） <ul style="list-style-type: none"> a. 構造、強度又は漏えいに係る検査 <ul style="list-style-type: none"> ・材料検査 ・寸法検査 ・外観検査 ・表面汚染密度検査 ・溶接部の非破壊検査 ・漏えい検査 ・圧力検査 ・質量検査 ◇: 品質マネジメントシステムに係る検査 	変更なし

図 3 工事の手順と使用前事業者検査のフロー（燃料体）

補足説明資料 4

本設計及び工事計画認可申請の申請範囲について

本設計及び工事計画認可申請の申請範囲について

1. 概 要

本資料では、火災感知器追設工事の設計及び工事計画認可（以下、「設工認」）の申請にあたり、秘密情報の取り扱いの観点から火災防護設備の基本設計方針における、（1）設計基準対象施設及び重大事故等対処施設（以下、「DB 及び SA」とする。）に係る箇所（1. 1 項）と（2）特定重大事故等対処施設（以下、「特重」とする。）に係る箇所（1. 2 項）は各々別の個別設工認単位で申請することとし、本設工認では DB 及び SA に係る箇所を申請範囲とする。

補足説明資料 5

火災感知器の性能に係るもの

補足説明資料 5-1

アナログ式煙感知器、アナログ式熱感知器
及び非アナログ式炎感知器について

アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器及び非アナログ式の炎感知器について

火災感知器のうち、基本的な組み合わせとなるアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器及び非アナログ式の炎感知器の動作原理等について説明する。

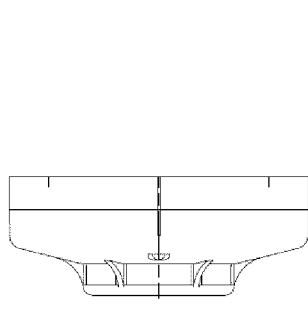
1. アナログ式の煙感知器

(1) 光電アナログ式スポット型感知器

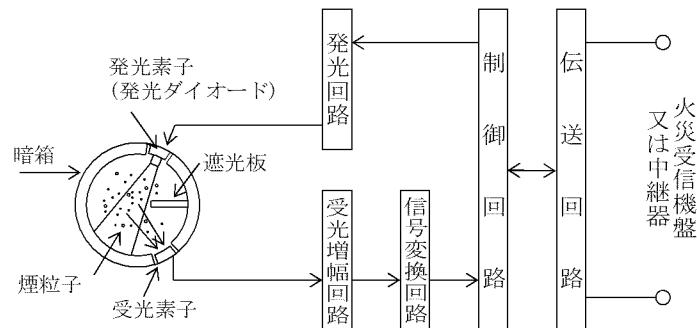
① 動作原理

光電アナログ式スポット型感知器の外観を第 5-1-1 図に、動作の概要を第 5-1-2 図に示す。

光電アナログ式スポット型感知器は、火災による煙が入り易い形状の暗箱内に 1 対の発光素子と受光素子及び遮光板を設け、暗箱内に流入した煙により散乱した散乱光を受光素子で感知する。受光素子に届く散乱光の受光量に応じた煙濃度を判定し、連続的に現状を火災情報信号として火災受信機盤に発信する。



第 5-1-1 図



第 5-1-2 図

② 消防法の検定について

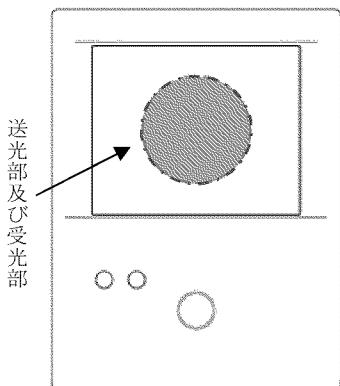
光電アナログ式スポット型感知器は、消防法で定められた検定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年自治省令第 17 号）第 17 条の 5（光電アナログ式スポット型感知器の公称感知濃度範囲、連続応答性及び感度））に定められる感知性能を有するものを設置する。

(2) 光電アナログ式分離型感知器

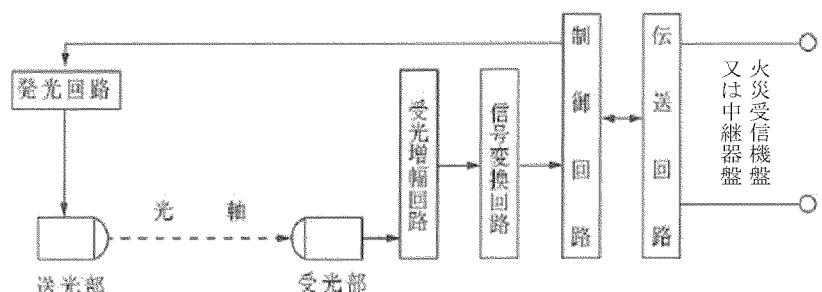
① 動作原理

光電アナログ式分離型感知器の外観を第 5-1-3 図に、動作の概要を第 5-1-4 図に示す。

光電アナログ式分離型感知器は、赤外光を発する送光部とその赤外光を受けける受光部を対向設置し、この光路上を火災による煙が遮った際の受光量に応じた煙濃度を判定し、連続的に現状を火災情報信号として火災受信機盤に発信する。



第 5-1-3 図



第 5-1-4 図

② 消防法の検定について

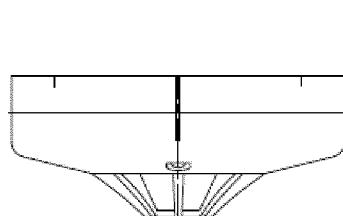
光電アナログ式スポット型感知器は、消防法で定められた検定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年自治省令第 17 号）第 17 条の 6（光電アナログ式分離型感知器の公称感知距離の区分、交渉感知濃度範囲、連続応答性及び感度））に定められる感知性能を有するものを設置する。

2. アナログ式の熱感知器

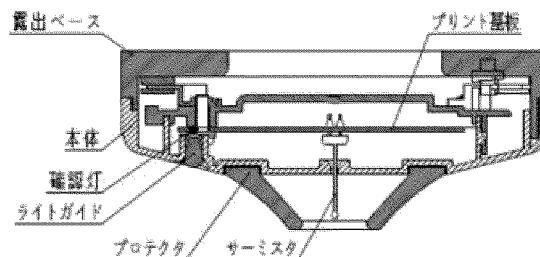
(1) 動作原理

アナログ式の熱感知器の外観を第 5-1-3 図に、構造の概要を第 5-1-4 図に示す。

アナログ式の熱感知器は、周囲温度に応じ電気抵抗が変化する温度検知素子であるサーミスタが検出部に配置されている。サーミスタは温度変化により抵抗値が変化する温度検知素子であり、火災により感知器の周囲温度が上昇するとサーミスタの電気抵抗が減少し、電気抵抗値から周囲温度を判定する。判定した温度を火災情報信号として、連続的に火災受信機盤へ発信する。



第 5-1-3 図



第 5-1-4 図

(2) 消防法の検定について

アナログ式の熱感知器は、消防法で定められた検定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年自治省令第 17 号）第 15 条の 3（熱アナログ式スポット型感知器の公称感知温度範囲、連続応答性及び感度））に定められる感知性能を有するものを設置す

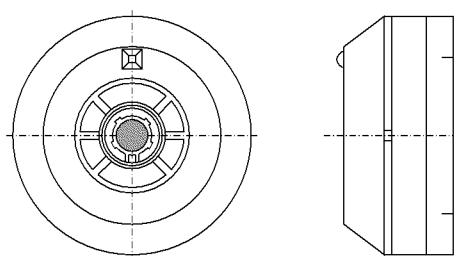
る。

3. 非アナログ式の炎感知器

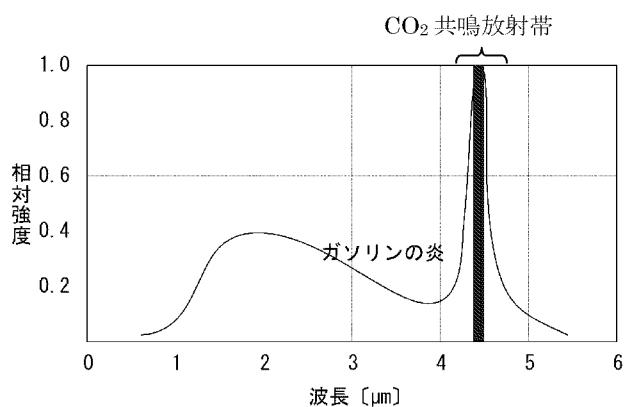
(1) 動作原理

非アナログ式の炎感知器の外観を第 5-1-5 図に、概要を第 5-1-6 図に示す。

炎は二酸化炭素の存在によって共鳴放射を起こし、特定の波長帯 (CO_2 共鳴放射帯) で最大となる赤外線をチラツキながら放射する。非アナログ式の炎感知器は、赤外線 1 波長式であり、炎から放射される赤外線を受光素子で受光し、共鳴放射により最大となる赤外線のチラツキ成分を検出して火災受信機盤へ火災信号を発信する。



第 5-1-5 図



第 5-1-6 図

(2) 消防法の検定について

非アナログ式の炎感知器は、消防法で定められた検定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年自治省令第 17 号）第 17 条の 8（炎感知器の公称監視距離の区分、感度及び視野角））に定められる感知性能を有するものを設置する。

補足説明資料 5-2

非アナログ式の防爆型の煙感知器、非アナログ式の防爆型
の熱感知器及び非アナログ式の防爆型の炎検知装置につ
いて

非アナログ式の防爆型の煙感知器、非アナログ式の防爆型の熱感知器
及び非アナログ式の防爆型の炎検知装置について

火災感知器のうち、非アナログ式の防爆型の煙感知器、非アナログ式の防爆型の熱感知器及び非アナログ式の防爆型の炎検知装置の動作原理等について説明する。

1. 非アナログ式の防爆型の煙感知器

(1) 動作原理

非アナログ式の防爆型の煙感知器の外観を第 5-2-1 図に、概要を第 5-2-2 図に示す。

非アナログ式の防爆型の煙感知器は、火災による煙が入り易い形状の暗箱内に 1 対の発光素子と受光素子及び遮光板を設け、暗箱内に流入した煙により散乱した散乱光を受光素子で感知する。受光素子の受光量の変化を検出し、火災受信機盤へ火災信号を発信する。

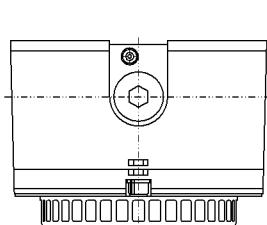
非アナログ式の防爆型の煙感知器は、耐圧防爆構造^{*1} 又は本質安全防爆構造^{*2}とする。

※1 耐圧防爆構造（「電気機械器具防爆構造規格」労働省告示第十六号）：

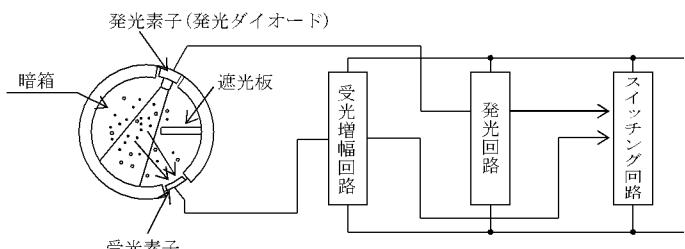
全閉構造であって、可燃性のガス（以下「ガス」という。）又は引火性の蒸気（以下「蒸気」という。）が容器の内部に侵入して爆発を生じた場合に、当該容器が爆発圧力に耐え、かつ、爆発による火炎が当該容器の外部のガス又は蒸気に点火しないようにしたものという。

※2 本質安全防爆構造（「電気機械器具防爆構造規格」労働省告示第十六号）：

電気機械器具を構成する部分に発生する火花、アーク又は熱が、ガス又は蒸気に点火するおそれがないことが点火試験等により確認された構造をいう。



第 5-2-1 図



第 5-2-2 図

(2) 消防法の検定について

非アナログ式の防爆型の煙感知器は、消防法で定められた検定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年自治省令第 17 号）第 17 条（光電式スポット型感知器の公称蓄積時間の区分及び感度））に定められる感知性能を有するものを設置する。

2. 非アナログ式の防爆型の熱感知器

(1) 動作原理

① 非アナログ式の防爆型の熱感知器（自動試験機能なし）

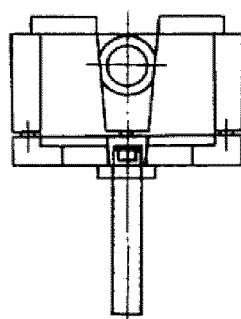
非アナログ式の防爆型の熱感知器（自動試験機能なし）の外観を第 5-2-3 図に、概要を第 5-2-4 図に示す。

非アナログ式の防爆型の熱感知器は、膨張係数の大きい外筒と膨張係数の小さいストラット（内部構成部品）を組み合わせた構造であり、膨張係数の差によって火災の熱を受けて接点を閉じ、火災信号を火災受信機盤へ発信する。

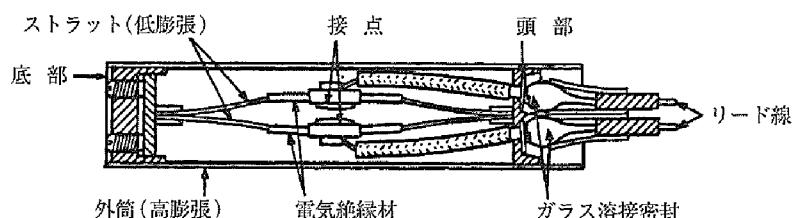
非アナログ式の防爆型の熱感知器は、耐圧防爆構造*とする。

* 耐圧防爆構造（「電気機械器具防爆構造規格」労働省告示第十六号）：

全閉構造であって、可燃性のガス（以下「ガス」という。）又は引火性の蒸気（以下「蒸気」という。）が容器の内部に侵入して爆発を生じた場合に、当該容器が爆発圧力に耐え、かつ、爆発による火炎が当該容器の外部のガス又は蒸気に点火しないようにしたものという。



第 5-2-3 図

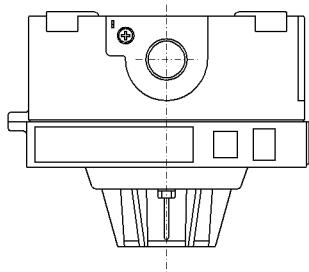


第 5-2-4 図

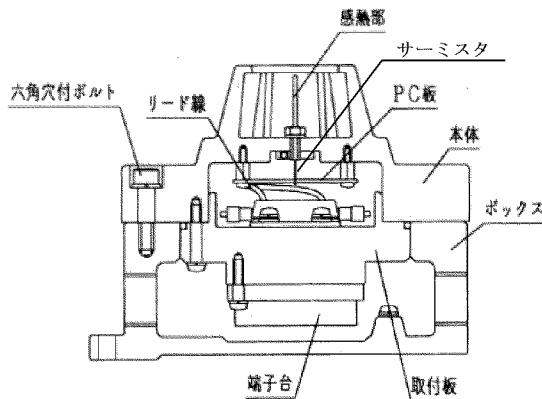
② 非アナログ式の防爆型の熱感知器（自動試験機能付き）

非アナログ式の防爆型の熱感知器（自動試験機能付き）の外観を第 5-2-5 図に、概要を第 5-2-6 図に示す。

周囲温度に応じ電気抵抗が変化する温度検知素子であるサーミスタが検出部に配置されている。サーミスタは温度変化により抵抗値が変化する温度検知素子であり、火災により感知器の周囲温度が上昇するとサーミスタの電気抵抗が減少し、電気抵抗値から周囲温度を判定する。



第 5-2-5 図



第 5-2-6 図

(2) 消防法の検定について

非アナログ式の防爆型の熱感知器は、消防法で定められた検定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年自治省令第 17 号）第 14 条（定温式感知器の公称作動温度の区分及び感度））に定められる感知性能を有するものを設置する。

3. 非アナログ式の防爆型の炎検知装置

(1) 動作原理

炎は二酸化炭素の存在によって共鳴放射を起こし、特定の波長帯 (CO_2 共鳴放射帯) で最大となる赤外線をチラツキながら放射する。非アナログ式の防爆型の炎検知装置は、3 つの波長帯を検出し、他の波長帯と相対値による監視を行うことにより、炎からの CO_2 共鳴放射の波長を検知した場合のみ火災と判断し、火災受信機盤へ火災信号を発信する。

(2) 消防法の検定について

① 感知性能について

非アナログ式の防爆型の炎検知装置は、消防法で定められた検定品ではないことから、製造メーカーにて実施している試験結果を踏まえて、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年自治省令第 17 号）第 17 条の 8（炎感知器の公称監視距離の区分、感度及び視野角））に定められる感知性能と同等の感知性能を有していることを確認した上で設置する。

感知性能を有することの確認に加え、誤作動防止の対策として赤外線方式を採用し、外光が当たらず、高温物体が近傍にない箇所に設置する。さらに、屋外に設置する炎検知装置については、太陽光の影響を防ぐための遮光板を設置する。

また、非アナログ式の防爆型の炎検知装置を設置する環境条件下において、誤作動しないことを設置する際に確認していることから消防法で定められた検定品ではないものの火災の確実な感知が可能である。

製造メーカーにて実施した試験結果を踏まえた消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年自治省令第 17 号）第 17 条の 8 に対する当社の確認結果を第 5-2-1 表に示す。

② 設置環境等の考慮について

非アナログ式の防爆型の炎検知装置を設置する環境が可燃性気体の発生が想定される環境又は降水等の影響が想定される環境であることを考慮し、可燃性気体に対しては、耐圧防爆構造^{※1}（「電気機器器具防爆構造規格」労働省告示第 16 条）を有していること及び降水等の影響に対しては、IP66 等級（「日本工業規格」JIS C 0920:2003）を有していることを確認しており、設置する環境条件に対して、必要な機能が発揮できることを確認している。

また、非アナログ式の防爆型の炎検知装置を設置する際に、電気試験及び作動確認試験を実施することで通電状態において必要な機能が発揮できることを確認している。

さらに、非アナログ式の防爆型の炎検知装置の設置後においては、定期的な設備保全の中で設置した環境条件下において腐食等がないことを外観点検により確認し、感知性能が維持出来ていることを作動確認試験にて確認することで、繰り返し必要な機能が発揮できることを確認していることから消防法で定められた検定品ではないものの火災の確実な感知が可能である。

※1 耐圧防爆構造（「電気機器器具防爆構造規格」労働省告示第十六号）：

全閉構造であって、可燃性のガス（以下「ガス」という。）又は引火性の蒸気（以下「蒸気」という。）が容器の内部に侵入して爆発を生じた場合に、当該容器が爆発圧力に耐え、かつ、爆発による火炎が当該容器の外部のガス又は蒸気に点火しないようにしたものをいう。

第 5-2-1 表

感知区分	火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年自治省令第 17 号）第 17 条の 8 に定めている感知性能	製造メーカーにて実施している試験	当社の確認結果
屋内型	<ul style="list-style-type: none"> ・感知器から水平距離で公称監視距離の 1.2 倍離れた箇所において、1 辺 33cm の燃焼皿でノルマルヘプタンを燃焼させ、30 秒以内に火災信号を発信すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・非アナログ式の防爆型の炎検知装置から水平距離で公称監視距離の 1.2 倍離れた箇所において、1 辺 33cm の燃焼皿でノルマルヘプタンを燃焼させ、30 秒以内に火災信号を発信することを確認している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年自治省令第 17 号）第 17 条の 8 に規定される作動試験に基づいた試験を実施し、同等の感知性能を有していることを確認している。
屋外型	<ul style="list-style-type: none"> ・感知器から水平距離で公称監視距離の 1.4 倍離れた箇所において、1 辺 70cm の燃焼皿でノルマルヘプタンを燃焼させ、30 秒以内に火災信号を発信すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・非アナログ式の防爆型の炎検知装置から水平距離で公称監視距離の 1.4 倍離れた箇所において、1 辺 33cm の燃焼皿でノルマルヘプタンを燃焼させ、30 秒以内に火災信号を発信することを確認している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・メーカーにて実施した試験と火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年自治省令第 17 号）第 17 条の 8 に規定される作動試験を比較し、燃焼皿の寸法が異なるものの、燃焼皿が小さいほど発生する熱量が小さく、火災の感知が遅延するため、より保守的に作動試験を実施していることから、同等以上の感知性能を有していることを確認している。

補足説明資料 5-3

光ファイバケーブル熱検知装置及び
高感度煙検知装置について

光ファイバケーブル熱検知装置及び高感度煙検知装置について

火災感知器のうち、消防法施行規則第 23 条第 4 項により設置することでエリア全体を監視する火災感知器に加えて設置する光ファイバケーブル熱検知装置及び高感度煙検知装置の動作原理等について説明する。

1. 光ファイバケーブル熱検知装置

光ファイバケーブル熱検知装置は、海水管トレーニングにおいてアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器又は非アナログ式の炎感知器から異なる種類の火災感知器を組み合わせ、それぞれを消防法施行規則第 23 条第 4 項により設置することでエリア全体を監視することに加え、電線管内部に敷設する海水ポンプに係るケーブルの火災についても考慮し、電線管周囲の温度上昇を感知するために設置する。

(1) では動作原理、(2)では消防法における検定について示す。

(1) 動作原理

光ファイバケーブル熱検知装置の光ファイバケーブルにパルス光が入射すると、パルス光はケーブル内の分子によって散乱を生じながら進行する。このうち、ラマン散乱光と呼ばれる散乱光は温度依存性を有しており、入射端に戻ってきたラマン散乱光の強弱により温度を測定するとともに、ラマン散乱光の往復時間の測定により散乱光が発生した位置を特定する。光ファイバケーブル熱検知装置の仕様を第 5-3-1 表、温度測定原理を第 5-3-1 図、位置特定の原理を第 5-3-2 図、第 5-3-3 図に示す。

光ファイバケーブル熱検知装置は、光ファイバケーブルを用いて温度を計測・監視しており、予め設定したしきい値を超えた場合は、警報発信するとともに、その位置を画面に表示する。第 5-3-4 図に光ファイバケーブル熱監視装置の監視画面を示す。監視画面では、設定したしきい値を超えた温度測定箇所が表示され、火災の発生場所を特定することが可能である。また、光ファイバケーブルで測定される温度分布を監視画面で確認できる。

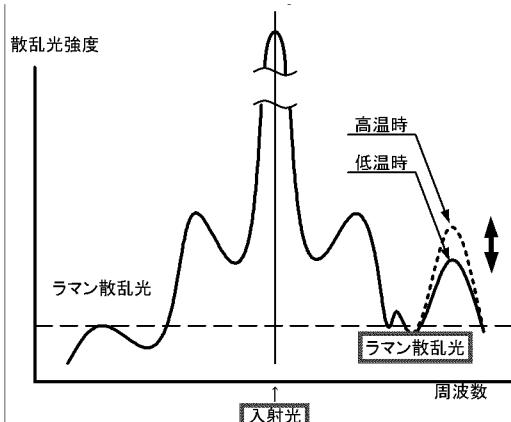
光ファイバケーブル熱検知装置の性能評価について別紙 5-1 に示す。

(2) 消防法の検定について

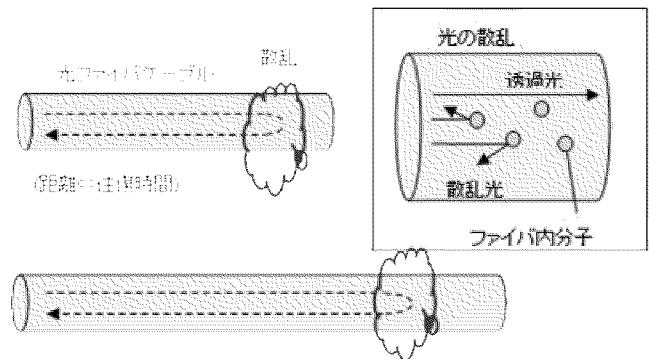
光ファイバケーブル熱検知装置は、消防法で定められた検定品ではないが、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年自治省令第 17 号）第 13 条（差動式分布型感知器の感度）、第 14 条（定温式感知器の公称作動温度の区分及び感度）及び第 15 条の 3（熱アナログ式スポット型感知器の公称感知温度範囲、連続応答性及び感度））に定められる感知性能を有するものを設置する。

第 5-3-1 表

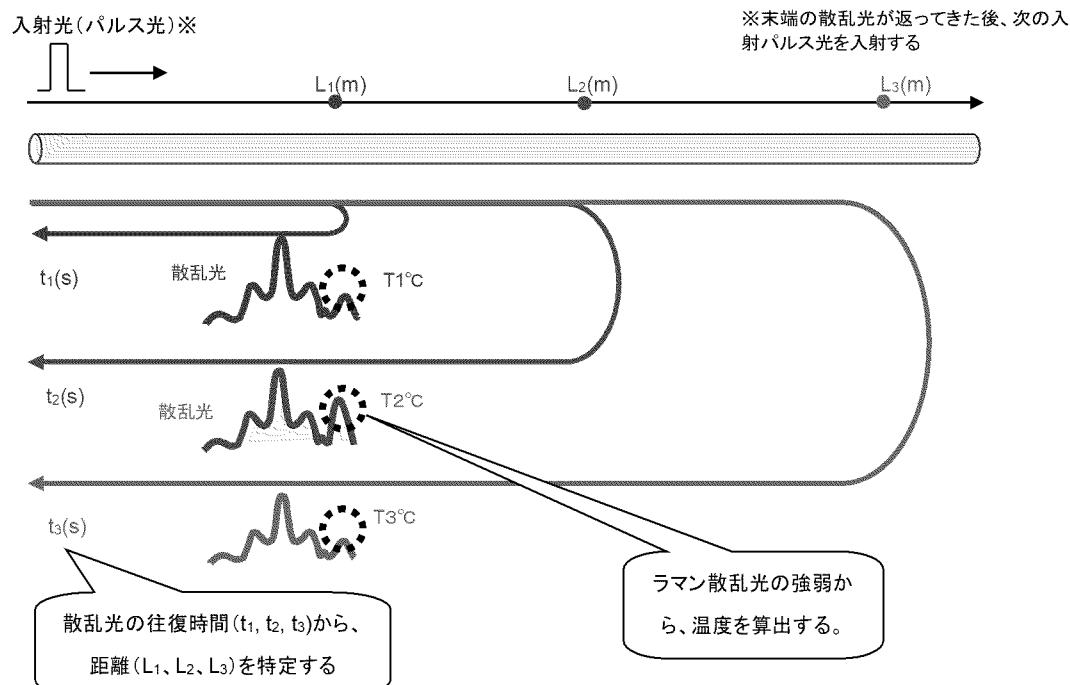
	仕様	概要図
光ファイバケーブル	<ul style="list-style-type: none"> SUS管被覆付き光ファイバ 外被材料 : SUS316L 外径 2.0mm 光ファイバ芯線数 : 1芯 光ファイバ材質 : 石英 適用測定範囲 -20.0~150.0°C 	<p>光ファイバ心線 SUS管</p> <p>光ファイバケーブル断面</p>
光ファイバ温度監視装置	<ul style="list-style-type: none"> 感知 1 m毎の分解能 温度表示範囲 -200.0°C~320.0°C 表示サンプリング周期 1分以内 非常用所内電源から給電し、無停電電源装置も設置 	<p>FTR3000 Fiber Optic Systems Corporation</p> <p>光ファイバ温度監視装置</p>
監視	<ul style="list-style-type: none"> ケーブル敷設エリア毎に、0.1°C刻みで温度を表示 以下に示す、2種類の警報を発報 <p>○上方しきい値警報</p> <ul style="list-style-type: none"> 温度測定値が、上方しきい値警報（例 60.0°C）を超えた場合警報を発報 警報値は、測定エリア毎に0.1°C刻みで任意に設定可能 <p>○差分上方しきい値警報</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去の温度測定値と現在の温度測定値とを比較し、温度上昇が差分上方しきい値警報（例10.0°C）を超えた場合警報を発報 	<p>60°C (警報)</p> <p>距離</p> <p>ある時刻の測定温度分布</p> <p>△T10°C</p> <p>警報(現在値)</p> <p>比較対象の測定値</p> <p>ある測定点の温度の時系列変化</p> <p>時間(測定回数)</p>



第 5-3-1 図



第 5-3-2 図



第 5-3-3 図



第 5-3-4 図

2. 高感度煙検知装置

高感度煙検知装置は、中央制御室においてアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器のそれぞれを消防法施行規則第23条第4項により設置することでエリア全体を監視することに加え、中央制御盤内のケーブルが延焼する前の火災の初期段階にて煙を感知するために設置する。

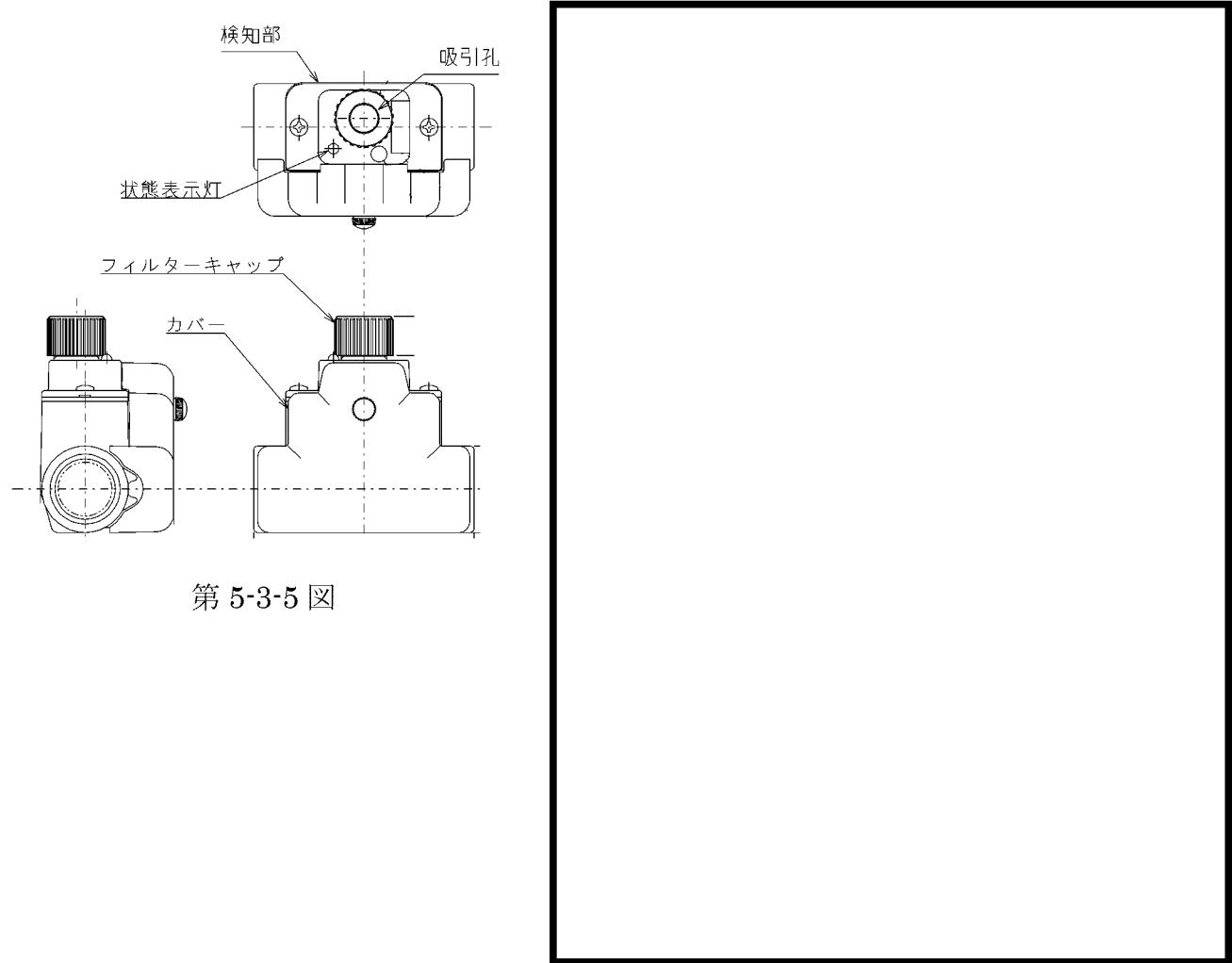
(1)では動作原理、(2)では感知性能について示す。

(1) 動作原理

高感度煙検知装置の外観を第5-3-5図に、動作の概要を第5-3-6図に、中央制御盤内の高感度煙検知装置の設置イメージを第5-3-7図に示す。

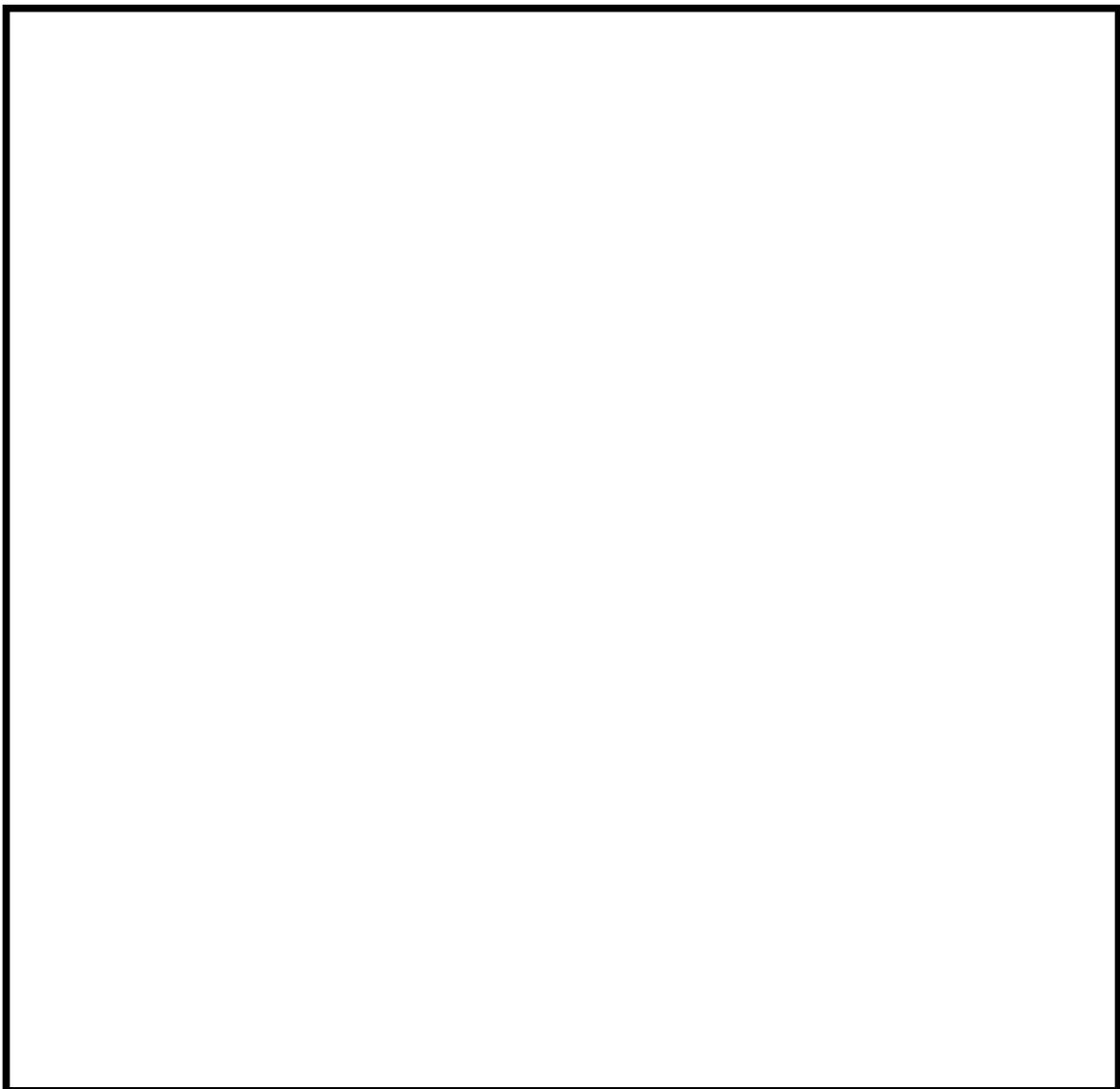
高感度煙検知装置は、中央制御室の中央制御盤内に複数個設置されており、高感度煙検知装置の吸引孔からサンプリング管に接続された吸引ファンにより盤内の空気を吸引し、火災発生時には高感度煙検知装置の検知部で煙を検知する。

高感度煙検知装置の検知部は、赤外線LEDと受光素子により構成され、通常時には赤外線LEDから発する光が受光素子に入らない構造となっているが、火災時に検知部に煙が吸引されると、赤外線LEDの光が煙により乱反射し、一部が受光素子に入ることで煙を感知し、煙濃度が設定値以上になった場合には火災情報信号として火災受信機盤に発信される。



第5-3-5図

第5-3-6図



第5-3-7図

(2) 感知性能

高感度煙検知装置は消防検定品ではないことから、消防検定品と同等以上の性能を有していることを別紙5-2に示す。

別紙5-2のとおり、高感度煙検知装置は中央制御盤内で発生した火災を早期に感知できることから、消防検定品と同等以上の性能を有している。

光ファイバケーブル熱検知装置の性能評価 (感知器同等性確認試験)

1. 概要

光ファイバケーブル熱検知装置が火災感知器と同等の性能を有することの確認として、火災感知性能に係る評価試験を実施した。(図1)

1.1 実施項目

「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令」(以下「省令」という。)における試験に準じて、以下の試験を実施した。

- ・ 差動分布型感知器の感度試験
- ・ 定温式熱感知器の感度試験
- ・ 热アナログ式スポット型感知器の感度試験

1.2 実施条件

省令七条に基づき、以下の条件で実施した。

- ・ 温度：5°C～35°C、相対湿度：45%～85%

1.3 評価対象箇所

全長2kmの光ファイバの、前端部/中間部/遠端部 各約25m長さ (計3箇所)において、確認・評価を行う。

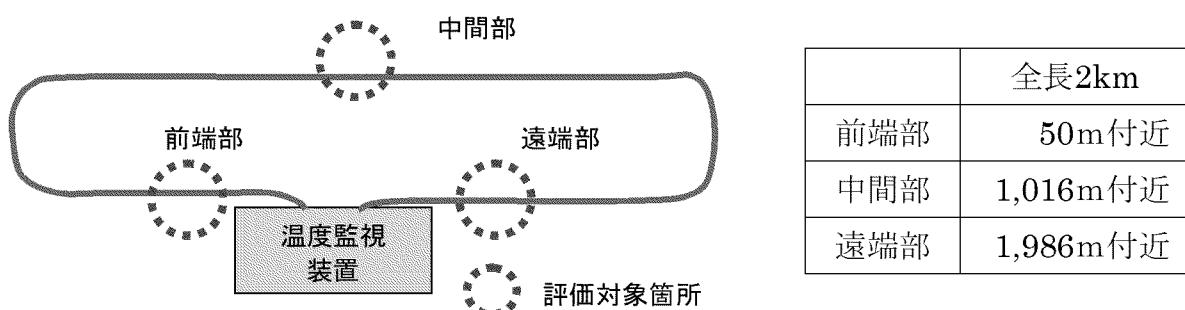


図1 評価試験

2. 差動分布型熱感知器の感度試験

2.1 省令要求 (省令十三条)

作動試験検出部から最も離れた空気管の部分20mが7.5°C/minの割合で直線的に上昇したとき、1分以内で火災信号を発信すること。

2.2 試験方法

評価対象箇所を恒温槽に入れ、80°Cまで3.5°C/minの上昇率で温度上昇させる。光ファイバケーブル熱検知装置にて測定される温度が、基準温度と比較して、1分を超える遅れがなく温度表示されることを確認する。

2.3 試験結果

各測定箇所 (2kmの光ファイバの前端部/中間部/遠端部 (計3箇所))において試験を実施した結果、測定温度は基準温度と比較して1分を超える遅れがなく計測された。

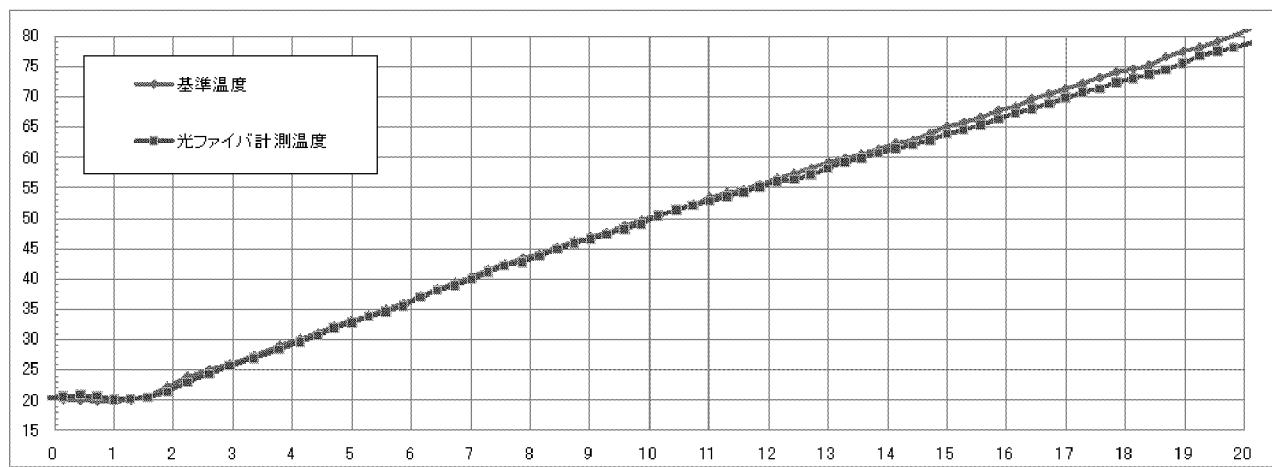


図2 差動分布型熱感知器の感度試験

3. 定温式熱感知器の感度試験

3.1 省令要求（省令十四条）

定温式感知器の感度は、その有する種別及び公称作動温度に応じ、次に定める試験に合格するものでなければならない。

- ・作動試験公称作動温度の125%の温度の風速1m/sの垂直気流に投入したとき、120秒（1種）以内で火災信号を発信すること。

3.2 試験方法

評価対象箇所を室温状態から75°C（※）雰囲気の恒温槽に投入し、その温度変化を測定する。光ファイバケーブル熱検知装置での測定温度が、60秒以内に65°C以上の温度を検出すること。

※警報設定温度65°Cに対し、125%より低い温度として設定。

3.3 試験結果

各測定箇所（2kmの光ファイバの前端部/中間部/遠端部（計3箇所））において試験を実施した結果、60秒以内に65°C以上の温度が計測された。

ケーブル長	65°C到達時間（秒）	備 考
2km	36	前端部/中間部/遠端部とともに、到達までの時間は同じ

4. 热アナログ式スポット型感知器の感度試験

4.1 省令要求（省令十五条3）

公称感知温度範囲の下限値から上限値に達するまでその温度が2°C/min以下の一定の割合で直線的に上昇する水平気流を加えたとき、そのときの気流の温度に対応した火災情報信号を発信するものでなければならない。

- ・公称感知温度範囲： 上限： 60°C ~ 165°C
下限： 10°C ~ (上限値-10) °C

(a)試験方法

評価対象箇所を恒温槽（10°C）に入れ、恒温槽を10°Cから2°C/minの一定の上昇率で80°Cまで上昇させ、その温度変化を確認する。光ファイバケーブル熱検知装置での測定温度が、基準温度と比較して2°C以内にて追随していることを確認する。

(b)試験結果

すべての試験で、基準温度との温度差が2°C以内であった。

ケーブル長	評価箇所	平均温度差／最大温度差
2km	前端部	0.40°C ／0.93°C
	中間部	0.33°C ／0.75°C
	遠端部	0.09°C ／0.67°C

以 上

高感度煙検知装置の性能評価 (感知器同等性確認試験)

1. 概 要

中央制御盤内に設置する高感度煙検知装置が、中央制御盤内のケーブルが延焼する火災の初期段階で煙を管理するために性能確認試験を実施した。

2. 試験方法

高感度煙検知装置の性能確認試験として、高感度感知器を試験用模擬盤内の上部に3台を均等に設置し、中央制御盤内のケーブルのうち、煙の発生が最も少ない「テフロン電線」及び煙の発生が最も多い「難燃ケーブル」を電気ヒータで加熱燃焼させた際の、高感度煙検知装置の検知時間を確認した。

3. 試験結果

(1) テフロン電線

性能確認試験における加熱開始からの煙濃度を図1に示す。

加熱燃焼させたテフロン電線は、加熱開始後 約15分30秒で燃焼が開始し、約17分00秒（燃焼開始から約1分30秒後）で高感度煙検知装置の発報煙濃度である0.2%/mに到達したことから、高感度煙検知装置は煙を早期に感知することが確認できた。

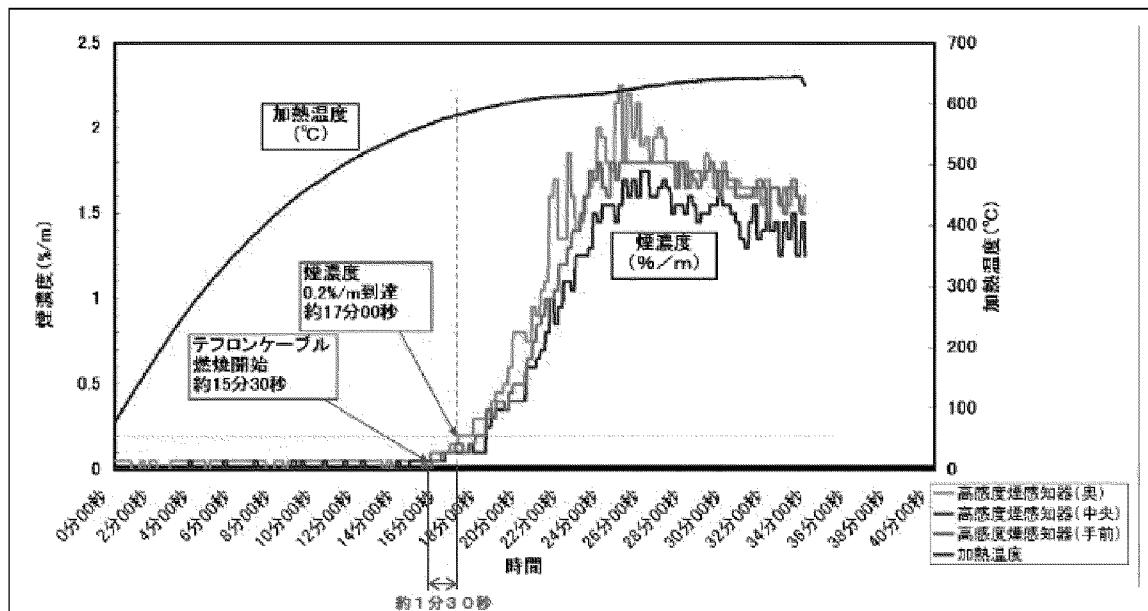


図1 試験用模擬盤内の煙濃度の推移 (テフロン電線)

(2) 難燃ケーブル

性能確認試験における加熱開始からの煙濃度を図2に示す。

加熱燃焼させた難燃ケーブルは、加熱開始後 約12分50秒で燃焼が開始し、約13分10秒（燃焼開始から約20秒後）で高感度煙検知装置の発報煙濃度である0.2%/mに到達したことから、高感度煙検知装置は煙を早期に感知することが確認できた。

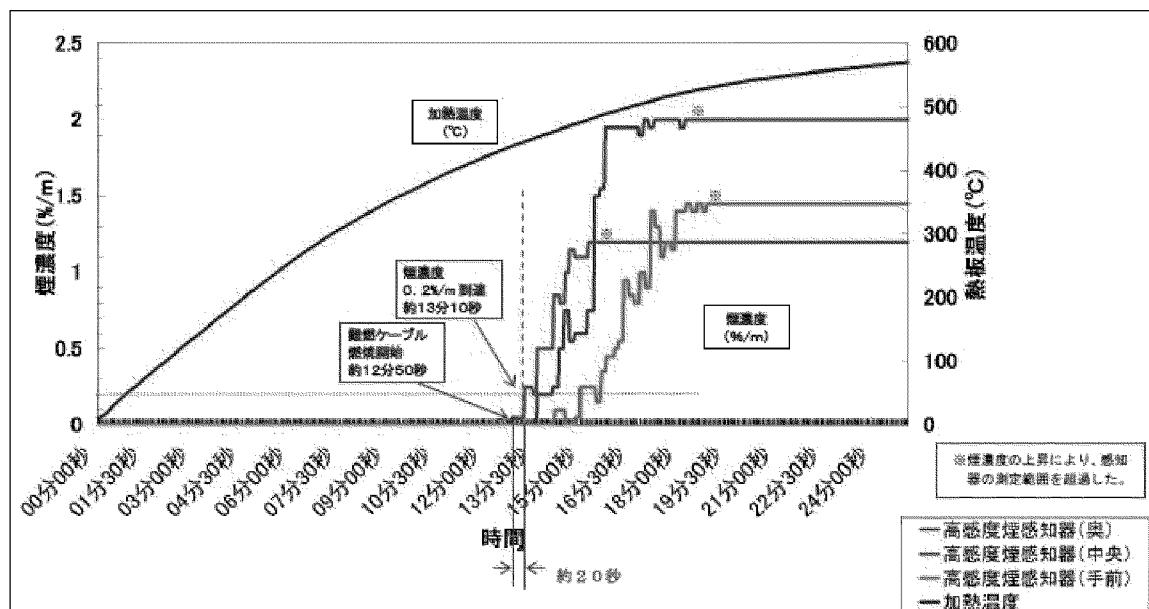


図2 試験用模擬盤内の煙濃度の推移（難燃ケーブル）

4. 中央制御盤内の高感度煙検知装置の設置個数

高感度煙検知装置の性能試験結果から、各中央制御盤の容積に比例した台数の高感度煙検知装置を設置した。

表1に各中央制御盤の容積及び高感度煙検知装置の設置台数を示す。

表1 各中央制御盤の容積と高感度煙検知装置の設置台数

盤名称	容積 (m ³)	必要台数 ^{※1} (台)	設置台数 (台)
送電盤・所内盤・タービン発電機盤	約36.9	4	5
原子炉盤-1	約9.9	1	2
原子炉盤-2	約22.1	2	3
原子炉盤-3	約29.9	3	4
原子炉補助盤	約66.4	6	6

※1：高感度煙検知装置試験用模擬盤の容積 約35.0m³に対して、試験にて設置した検知装置の個数は3台であるため、各中央制御盤の容積 約11.6m³に感知器1個として、必要台数を算出

補足説明資料 5-4

感知器と同等の機能を有する機器の環境性能について

補足説明資料5-4

1. 屋外に設置する感知器と同等の機能を有する機器の環境性能

屋外に設置する感知器と同等の機能を有する機器の環境性能について説明する。

(1) 機器の種類

屋外に設置する感知器と同等の機能を有する機器を第5-4-1表に示す。

第5-4-1表 屋外に設置する感知器と同等の機能を有する機器

火災区域・区画		機器の種類
1号	SW/P1-1	取水ピットエリアB
	SW/P1-2	取水ピットエリアA
	O/B1-1	屋外タンクエリア（燃料取替用水タンク、1次系純水タンク、復水タンク）
	O/B1-9	大容量空冷式発電機
	O/B1-11	モニタリングステーション
	O/B1-13	モニタリングステーション
	O/B1-15	モニタリングポスト
	O/B1-17	モニタリングポスト
2号	O/B1-19	モニタリングポスト
	SW/P1-1	取水ピットエリアB
	SW/P1-2	取水ピットエリアA
	O/B1-1	屋外タンクエリア（燃料取替用水タンク、1次系純水タンク、復水タンク）
	O/B1-9	大容量空冷式発電機

非アナログ式の
防爆型の炎検知装置

(2) 環境性能

第5-4-1表に示す機器の環境性能について、第5-4-2表に示すとおり屋外で使用するために必要な環境性能を有している。

第5-4-2表 屋外に設置する感知器と同等の機能を有する機器の環境性能

機器の種類	使用温度範囲	防塵防水性能
非アナログ式の防爆型の炎検知装置	-20~60°C	JIS 規格 IP66 (耐塵、耐噴流)

添付資料 6

火災感知器の設計管理に係るもの

補足説明資料 6-1

火災感知器の配置設計における消防設備士の
確認項目について

火災感知器の選定においては、消防法施行規則第 23 条第 4 項に基づき設置する設計とするが、消防法施行規則第 23 条第 4 項の各感知器の要求事項を、図面で確認すべき項目と施工時に確認すべき項目について、以下のとおり整理する。

なお、施工時に確認すべき項目は、「一般社団法人 日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準書」による。

・煙感知器

該当する項目	図面で確認すべき項目	施工時に確認すべき項目
三〇 感知器は、感知区域（それぞれ壁又は取付け面から〇・六メートル以上突出したはり等によって区画された部分）ごとに、感知器の種別及び取付け面の高さに応じて一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。	○	○
七イ 天井が低い居室又は狭い居室にあつては入口付近に設けること。	—	○
七ロ 天井付近に吸気口のある居室にあつては当該吸気口付近に設けること。	—	○
七ハ 感知器の下端は、取付け面の下方〇・六メートル以内の位置に設けること。	—	○
七ニ 感知器は、壁又ははりから〇・六メートル離れた位置に設けること。	○	○
七ホ 感知器は、廊下、道路、階段及び傾斜路を除く感知区域ごとに、感知器の種別及び取付け面の高さに応じて次の表で定める床面積につき一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。	○	○
七ヘ 感知器は、廊下及び道路にあつては歩行距離三十メートルにつき一個以上の個数を、階段及び傾斜路にあつては垂直距離十五メートルにつき一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。	○	○
八 感知器は、差動式分布型及び光電式分離型のもの並びに炎感知器を除き、換気口等の空気吹き出し口から一・五メートル以上離れた位置に設けること。	○	○
九 スポット型の感知器（炎感知器を除く。）は、四十五度以上傾斜させないように設けること。	—	○

・熱感知器

該当する項目	図面で確認すべき項目	施工時に確認すべき項目
三イ 感知器の下端は、取付け面の下方〇・三メートル以内の一に設けること。	—	○
三ロ 感知器は、感知区域（それぞれ壁又は取付け面から〇・四メートル以上突出したはり等によって区画された部分をいう。以下同じ。）ごとに、感知器の種別及び取付け面の高さに応じて次の表で定める床面積につき一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。	○	○
六 定温式感知器の性能を有する感知器は、正常時における最高周囲温度が、その他の定温式感知器の性能を有する感知器にあつては公称作動温度より二十度以上低い場所に設けること。	—	○
八 感知器は、差動式分布型及び光電式分離型のもの並びに炎感知器を除き、換気口等の空気吹き出し口から一・五メートル以上離れた位置に設けること。	—	○
九 スポット型の感知器（炎感知器を除く。）は、四十五度以上傾斜させないように設けること。	—	○

・炎感知器

該当する項目	図面で確認すべき項目	施工時に確認すべき項目
七の四イ 感知器は、天井等又は壁に設けること。	○	○
七の四ロ 感知器は、壁によって区画された区域ごとに、当該区域の床面から高さ一・二メートルまでの空間（以下「監視空間」という。）の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設けること。	○	○
七の四ハ 感知器は、障害物等により有効に火災の発生を感知できないことがないように設けること。	—	○
七の四ニ 感知器は、日光を受けない位置に設けること。ただし、感知障害が生じないように遮光板等を設けた場合にあつては、この限りでない。	—	○

補足説明資料 6-2

火災感知器の配置設計における九州電力と協力会社の責任分担及び消防設備士関与の品質プロセスについて

1. 九州電力と協力会社の責任分担について

第 6-2-1 図に設工認申請における設計、工事及び検査実施時のフローを示し、火災感知器の配置設計においては、消防法施行規則第 23 条第 4 項に基づいた協力会社の消防設備士における現場確認結果を踏まえ、委託報告書として当社へ提出され、その情報を基に、九州電力にて感知器の配置図を作成している。また、感知器と同等の機能を有する機器は、九州電力にて現場状況、図面等を確認の上、配置図を作成している。

工事実施時においても、九州電力が「工事実績の確認」を行った後、使用前事業者検査を実施する。

以上から、火災感知器の配置設計における九州電力と協力会社との責任分担は明確である。

2. 消防設備士関与の品質プロセスについて

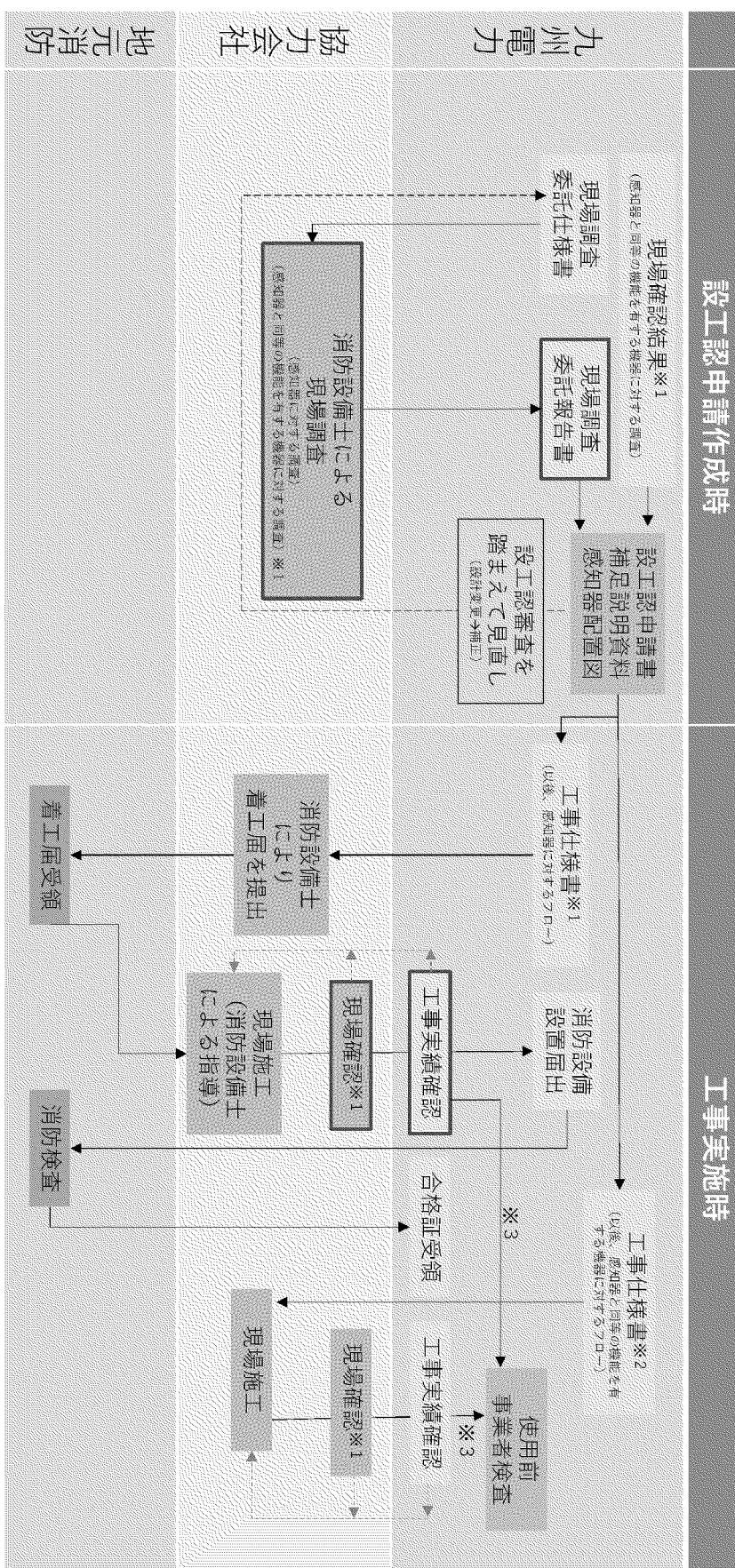
第 6-2-2 図に本設工認申請書の抜粋として、品質マネジメントシステムにおける設計、工事及び検査を示しており、本申請書類の中でも品質プロセス上、消防設備士の関与について明確となっている。

別紙 6-1 及び別紙 6-2 に消防設備士の関与に関する以下の事項を明記している。

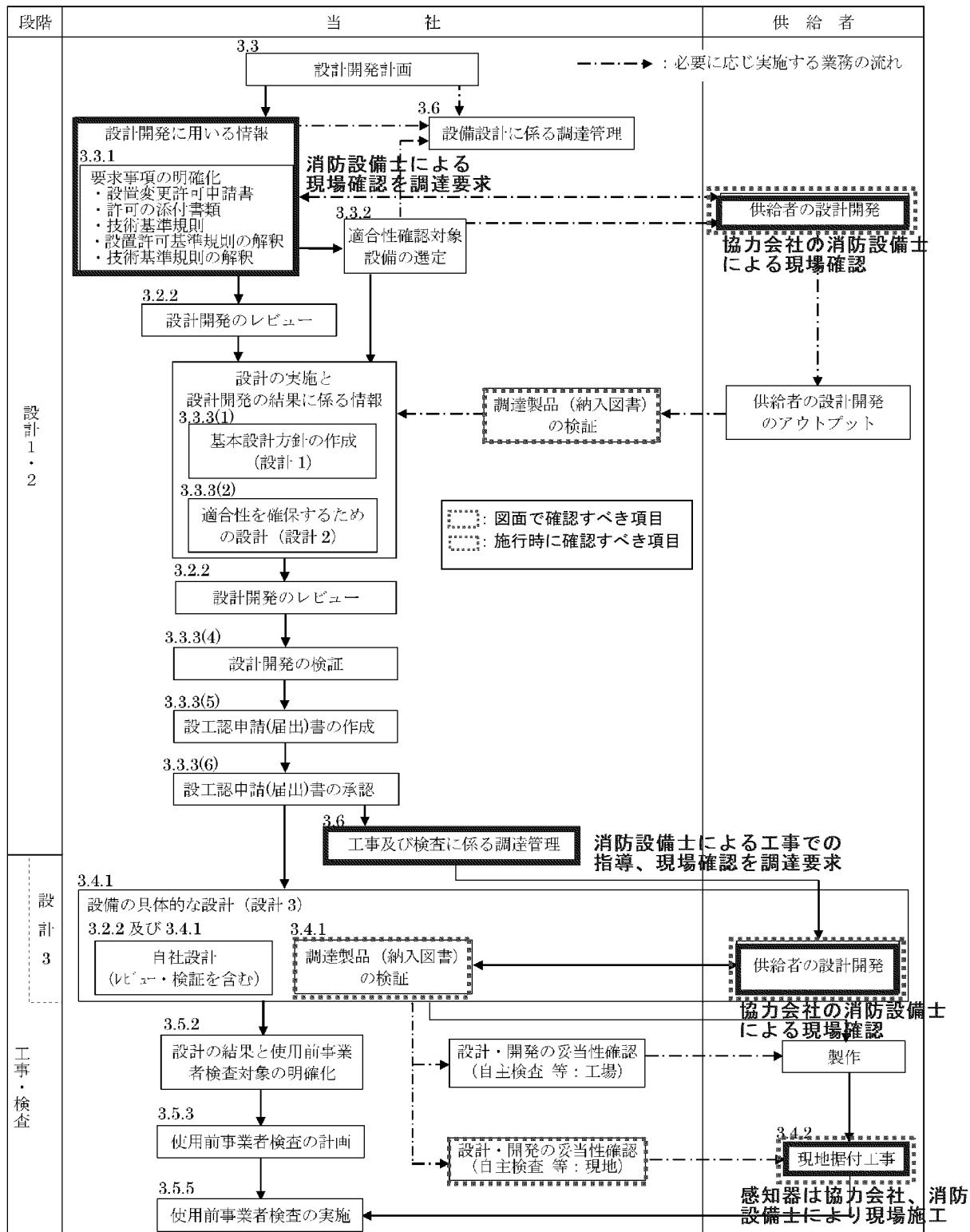
- ・別紙 6-1 のとおり、本設工認申請書の品質プロセスにおける 3.6.3 「調達製品の調達管理」において、協力会社への調達要求となる仕様書に「消防法施行規則への適合」、「消防設備士の要求」、「記録の提出」を明記している。
- ・別紙 6-1 のとおり、本設工認申請書の品質プロセスにおける 3.6.3 「調達製品の調達管理」において、調達製品の検証として、「消防法施行規則への適合」、「消防設備士の資格」「記録」の検証を明記し、九州電力が「工事実績の確認」を行うことを明記している。
- ・別紙 6-2 のとおり、本設工認申請書の品質プロセスにおける 3.7.1 「文書及び記録の管理」の詳細において、使用前事業者検査のインプットとして、「設備図書」、「工事中の設備に関する納入図書」、「供給者から入手した設計図書等」「現場確認（ウォークダウン）結果」等が明記されている。

設工認申請作成時

工事実施時



第 6-2-1 図 設計及び工事計画認可申請における設計、工事及び検査実施時のフロー



*1: バックフィットにおける「設計」は、要求事項を満足した設備とするための基本設計方針を作成(設計 1)し、その結果を要求事項として、既に設置されている適合性確認対象設備の現状を念頭に置きながら各要求事項に適合させるための詳細設計(設計 2)を行う行為をいう。

第 6-2-2 図 品質マネジメントシステムにおける設工認申請における設計、工事及び検査
(設計及び工事計画認可申請 添付資料 5-1「設計及び工事に係る品質マネジメ
ントシステム」(5(1)-1-10 頁) 抜粋・加筆)

**設計及び工事計画認可申請 添付資料5-1「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」
(5(1)-1-35~37頁)抜粋**

3.6.2 供給者の選定

設工認に必要な調達を行う場合、原子力安全に対する影響や供給者の実績等を考慮し、業務の重要度に応じた業務の区分（添付-2「当社におけるグレード分けの考え方」（以下「添付-2」という。）第5表参照）を明確にした上で、調達に必要な要求事項を明確にし、資材調達部門へ供給者の選定を依頼する。

資材調達部門は、「3.6.1 供給者の技術的評価」で、技術的な能力があると判断した供給者の中から供給者を選定する。

3.6.3 調達製品の調達管理

調達の実施に際し、原子力安全に及ぼす影響に応じたグレードを適用する。

調達に関する品質保証活動を行うに当たっては、原子力安全に対する影響や供給者の実績等を考慮し、業務の区分（添付-2 第5表参照）を明確にした上で、以下の調達管理を実施する。また、一般産業工業品については、調達に先立ち、あらかじめ採用しようとする一般産業工業品について、原子炉施設の安全機能に係る機器等として使用するための技術的な評価を行う。

（1）調達仕様書の作成

業務の内容に応じ、以下のa.～m.を記載した調達仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。（「（2）調達製品の管理」参照）

a. 仕様明細

b. 設計要求事項 消防法設備士の要求

c. 材料・機器の管理に関する要求事項

d. 製作・据付に関する要求事項

e. 試験・検査に関する要求事項

f. 適用法令等に関する要求事項 消防法施行規則、火災防護審査基準等への適合

g. 品質保証要求事項（添付-2 第6表参照）

h. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項

i. 健全な安全文化を育成し維持するための活動に関する必要な要求事項

j. 解析業務に関する要求事項（解析委託の管理については、添付-4 参照）

k. 安全上重要なポンプの主軸の調達における要求事項

l. 原子炉施設に係る情報システムの開発及び改造に関する要求事項

m. 一般汎用品を原子炉施設に使用するに当たっての要求事項

これらに加え、以下の事項を供給者に要求する。

- ・調達製品の調達後における維持又は運用に必要な保安に係る技術情報の取得に関する事項
- ・不適合の報告（偽造品又は模造品の報告を含む。）及び処理に関する事項
- ・当社が供給先で検査を行う際に原子力規制委員会の職員が同行して工場等の施設に立ち入る場合があることに関する事項
- ・調達製品を受領する際に要求事項への適合状況を記録した文書の提出に関する事項

記録の提出

なお、取得した保安に係る技術情報は、必要に応じてほかの原子炉設置者と共有する。

(2) 調達製品の管理

調達仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、「設計・調達管理基準」、「保修基準」及び「土木建築基準」に基づき、業務の実施に当たって必要な図書（品質保証計画書（業務の区分A,B）、作業要領書等）を供給者に提出させ、それを審査、確認する等の製品に応じた必要な管理を実施する。

(3) 調達製品の検証

調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために、業務の区分、調達数量・調達内容等を考慮した調達製品の検証を行う。

供給先で検証を実施する場合、あらかじめ調達文書で検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。

調達製品が調達要求事項を満たしていることを確認するために実施する検証は、以下のいずれかの方法により実施する。

a. 検査

「試験・検査基準」に基づき、工場あるいは発電所で設計の妥当性確認を含む検査を実施する。検査の実施に当たっては、検証に関する管理要領を検討する。

当社が立会い又は記録確認を行う検査に関しては、供給者に以下の項目のうち必要な項目を含む検査要領書を作成させ、当社が事前に審査、確認した上で、検査要領書に基づき実施する。

- ・対象設備、目的、範囲、条件
- ・**実施体制、方法、手順 消防設備士の資格の確認**
- ・記録項目
- ・合否判定基準
- ・時期、頻度
- ・**適用法令、基準、規格 消防法施行規則への適合**
- ・使用する測定機器
- ・不適合管理

可搬式ポンプ及びそれに接続するホース等の型番指定の汎用品を添付
 2 第5表に示す「業務の区分E,F」で管理し購入する場合で、設備個々の機能・性能を調達段階の工事又は検査中で確認できないものについては、当社にて検査要領書を作成し、受入後に、機能・性能の確認を実施する。

b. 受入検査の実施

製品の受入れに当たり、受入検査を実施し、現品、発送許可証、その他の記録の確認を行う。

c. 記録の確認

作業日報、工事記録等調達した役務の実施状況を確認できる書類により検証を行う。記録の検証

d. 報告書の確認

調達した役務に関する実施結果を取りまとめた報告書の内容を確認することにより検証を行う。このうち、設計を調達した場合は供給者から提出させる納入図書に対して設計の検証を実施する。

e. 作業中のコミュニケーション等

九州電力による工事実績の確認

調達した役務の実施中に、適宜コミュニケーションを実施すること及び立会い等を実施することにより検証を行う。

f. 受注者品質保証監査（「3.6.4 受注者品質保証監査」参照）

**設計及び工事計画認可申請 添付資料5-1「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」
(5(1)-1-39~41頁)抜粋**

3.7 記録、識別管理、トレーサビリティ

3.7.1 文書及び記録の管理

設計を主管する組織の長、工事を主管する組織の長及び検査を主管する組織の長は、設工認に係る文書及び記録について、以下の管理を実施する。

(1) 適合性確認対象設備の設計、工事及び検査に係る文書及び記録

設計、工事及び検査に係る文書及び記録については、品質マネジメントシステム計画の「別図1 保安規定品質マネジメントシステム計画に係る規定文書体系図」に示す規定文書、規定文書に基づき業務ごとに作成される文書（一般図書）、それらに基づき作成される品質記録（設備図書、一般図書）があり、これらを「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」に基づき管理する。

当社の品質記録は、設備に関する情報として最新性を維持するための管理が行われている「設備図書」と、活動の結果を示す記録として管理する「一般図書」に分けて管理している。設工認に係る主な品質記録の品質マネジメントシステム上の位置付けを第3.7-1表に示す。

設工認では、主に第3.7-1図に示す文書及び記録を使って、技術基準規則等への適合性を確保するための設計、工事及び検査を実施するが、これらの中には、原子力発電所の建設時からの記録等、過去の品質保証体制で作成されたものも含まれている。

これらの記録であっても、建設以降の品質保証体制が品管規則の文書及び記録の管理に関する要求事項に適合したものとなっていることから、品質マネジメントシステム計画に基づく品質保証体制下の文書及び記録と同等の品質が確保されている。

建設時からの文書及び記録に関する管理とそのベースとなる民間規格等の変遷及びそれらが品管規則の趣旨と同等であることについて、添付-1 第2表に示す。

(2) 供給者が所有する当社の管理下にない図書を設計、工事及び検査に用いる場合の管理

設工認において当社の管理下にない供給者が所有する図書を設計、工事及び検査に用いる場合、当社が供給者評価等により品質保証体制を確認した供給者で、かつ、対象設備の設計を実施した供給者が所有する設計時から現在に至るまでの品質が確認された設計図書が当該設備としての識別が可能な場合において、適用可能な図書として扱う。

この供給者が所有する図書を入手した場合は、当社の文書管理下で第3.7

－1 表に示す設備図書又は一般図書として管理する。

当該設備に関する図書がない場合で、代替可能な図書が存在する場合は、供給者の品質保証体制をプロセス調査することによりその図書の品質を確認し、設工認に対する適合性を保証するための図書として用いる。

(3) 使用前事業者検査に用いる文書及び記録

使用前事業者検査として、記録確認検査を実施する場合に用いる記録は、原則として最新性が確保されている「設備図書」を用いて実施する。

なお、適合性確認対象設備に設工認申請（届出）時点で設置されている設備が含まれている場合があり、この場合は、「設備図書」だけでなく、第3.7－1表に示す「一般図書」も用いることもあり、この場合は、「一般図書」の内容が、実施する使用前事業者検査時の適合性確認対象設備の状態を示すものであることを、型番の照合、確認できる記載内容の照合又は作成当時のプロセスが適切であることを確認することにより、使用前事業者検査に用いる記録として利用する。

使用前事業者検査に用いた「一般図書」は、供用開始後に、「設備図書」として管理する。

第3.7-1表 品質記録の品質マネジメントシステム上の位置付け

記録の種類	品質マネジメントシステム上の位置付け
設備図書	品質保証体制下で作成され、建設当時から同様の方法で、設備の改造等に合わせて、図書を最新に管理している図書
一般図書 (主な一般図書)	作成当時の品質保証体制下で作成され、記録として管理している図書（試験・検査の記録を含む。） 設備図書のように最新に維持されているものではないが、設備の状態を示すものであることを確認することにより、設備図書と同等の記録となる図書
既設工認	設置又は改造当時の工事計画、設計及び工事の計画の認可を受けた図書で、当該計画に基づく使用前検査の合格若しくは使用前確認の確認を以って、その設備の状態を示す図書
設計文書（記録）	作成当時の適合性確認対象設備の設計内容が確認できる記録（自社解析の記録を含む。）
自主検査結果（記録）	品質保証体制下で行った当該設備の状態を確認するための試験及び検査の記録
工事中の設備に関する納入図書	設備の工事中の図書であり、このうち、図面等の最新版の維持が必要な図書は、工事竣工後に「設備図書」として管理する図書
委託報告書	品質保証体制下の調達管理を通じて行われた、業務委託の結果（解析結果を含む。）
供給者から入手した設計図書等	供給者を通じて、供給者所有の設計図書、製作図書等を入手した図書
製品仕様書、又は仕様がわかるカタログ等	供給者が発行した製品仕様書、又は仕様が確認できるカタログ等で設計に関する事項が確認できる資料
現場確認（ウォークダウン）結果	品質保証体制下で確認手順書を作成し、その手順書に基づき現場の適合状態を確認した記録